

第2章 公益法人の現況

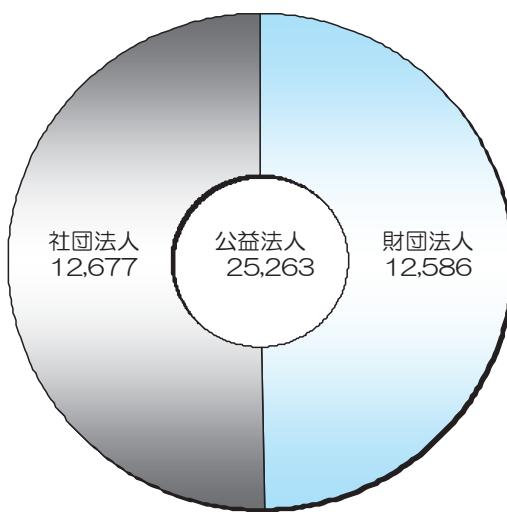
第1節

基礎的事項

1. 公益法人の数

平成17年10月1日現在の公益法人は25,263法人あり、うち社団法人が12,677法人、財団法人が12,586法人である(図2-1-1)。

図2-1-1 公益法人数



すべての公益法人は、その目的・事業の内容や活動の範囲によって、各所管官庁の監督を受けている。所管官庁は、まず、国と都道府県とに区分される。さらに、国は、本省庁（民法上の主務官庁（1府10省）及び内閣府の外局）と地方支分部局（金融庁、総務省、法務省〔現在のところ所管する法人は存在しない〕、財務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省）とに区分され、都道府県は、都道府県知事と都道府県教育委員会とに区分される。したがって、所管官庁は、本省庁、地方支分部局、都道府県知事及び都道府県教育委員会の4所管類型に区分されることになる（詳細は、第1章第3節参照）。

なお、目的・事業の内容が、複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることになる。このように、複数の官庁の指導監督等を受けている公益法人があることから、所管官庁ごとの公益法人の単純な合計数（延べ数）は、所管官庁間の共管重複分だけ実際の公益法人数（実数）よりも多くなる。

所管類型ごと法人数（実数）を示したものが図2-1-2、また、所管官庁別法人数を示したものが表2-1-3である。

図2-1-2 所管類型別法人数

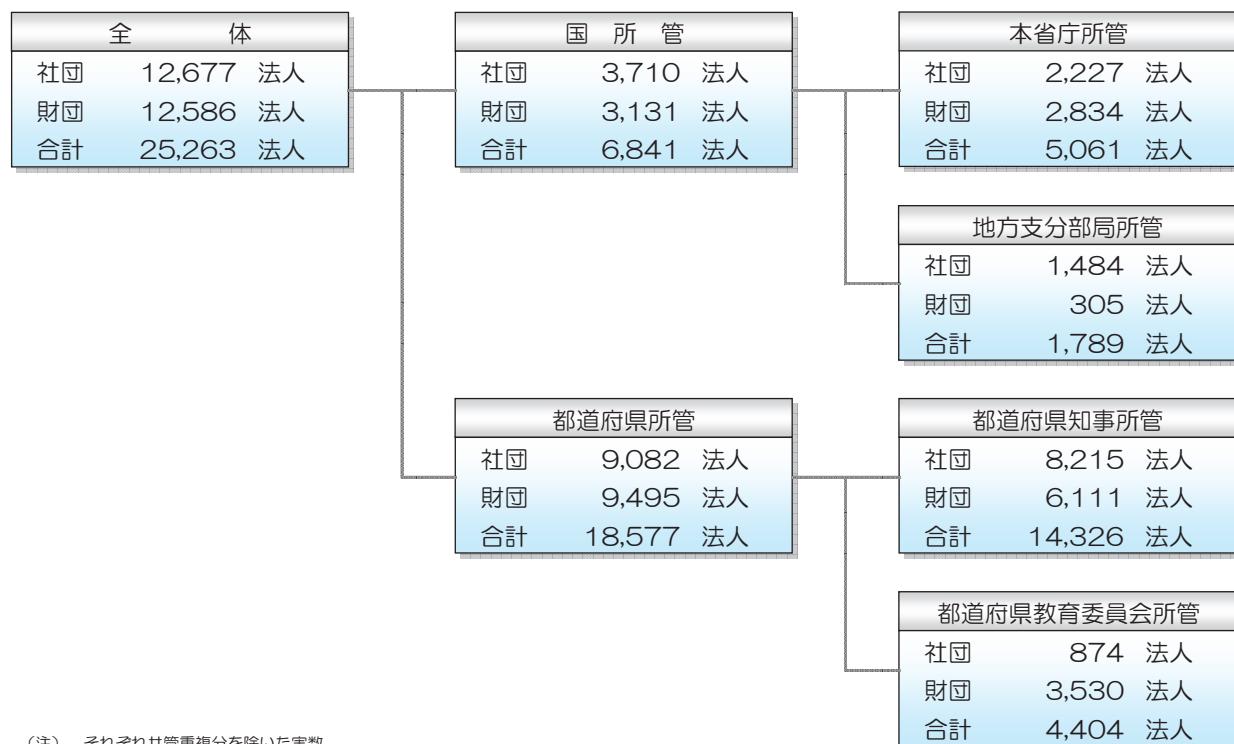


表2-1-3 所管官庁別法人数

〔総計〕

	延数				実数			
	社 団	財 団	合 计	前年合計	社 团	財 団	合 计	前年合計
国 所 管	3,907	3,406	7,313	7,366	3,710	3,131	6,841	6,894
都 道 府 県 所 管	9,089	9,641	18,730	18,956	9,082	9,495	18,577	18,803
合 計	12,996	13,047	26,043	26,322	12,677	12,586	25,263	25,541

〔国所管〕

	本 省 庁			地方支分部局			省庁別合計		
	社 団	財 团	合 计	社 团	財 团	合 计	社 团	財 团	合 计
内 閣 府	43	47	90	-	-	-	43	47	90
警 察 庁	22	28	50	-	-	-	22	28	50
防 衛 庁	7	15	22	-	-	-	7	15	22
金 融 庁	36	16	52	81	1	82	117	17	134
総 務 省	71	163	234	61	15	76	132	178	310
法 務 省	111	26	137	-	-	-	111	26	137
外 務 省	96	129	225	-	-	-	96	129	225
財 務 省	18	39	57	649	2	651	667	41	708
文 部 科 学 省	607	1,333	1,940	-	-	-	607	1,333	1,940
厚 生 労 働 省	293	453	746	273	141	414	566	594	1,160
農 林 水 産 省	282	164	446	-	-	-	282	164	446
経 済 産 業 省	472	364	836	-	-	-	472	364	836
国 土 交 通 省	314	276	590	429	143	572	742	419	1,161
環 境 省	41	48	89	1	3	4	42	51	93
省 庁 合 計	2,227	2,834	5,061	1,484	305	1,789	3,710	3,131	6,841

(注) 省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数。

〔都道府県所管〕

	知 事			教育委員会			都道府県別合計			都道府県別 前年合計
	社 団	財 团	合 計	社 团	財 团	合 計	社 团	財 团	合 計	
北 海 道	474	260	734	15	132	147	489	388	877	882
青 森 県	168	87	255	17	91	108	185	177	362	367
岩 手 県	170	92	262	15	56	71	185	147	332	335
宮 城 県	152	114	266	14	59	73	166	173	339	348
秋 田 県	146	70	216	6	42	48	152	112	264	270
山 形 県	139	76	215	15	111	126	154	183	337	337
福 島 県	169	129	298	7	80	87	176	208	384	391
茨 城 県	169	136	305	6	36	42	175	168	343	346
栃 木 県	145	103	248	12	66	78	156	158	314	325
群 馬 県	171	125	296	15	47	62	186	171	357	358
埼 玉 県	244	155	399	8	45	53	252	197	449	458
千 葉 県	215	169	384	11	78	89	226	239	465	468
東 京 都	359	216	575	54	252	306	412	451	863	868
神 奈 川 県	282	225	507	33	104	137	314	321	635	642
新潟 県	193	167	360	18	66	84	211	230	441	451
富 山 県	120	99	219	3	55	58	123	149	272	280
石 川 県	144	133	277	12	64	76	156	193	349	364
福 井 県	155	101	256	6	47	53	161	141	302	310
山 梨 県	102	67	169	8	42	50	110	107	217	220
長 野 県	193	127	320	40	103	143	233	230	463	465
岐 阜 県	164	118	282	10	71	81	174	184	358	356
静 岡 県	227	133	360	175	67	242	399	199	598	610
愛 知 県	275	183	458	9	104	113	284	283	567	577
三 重 県	125	86	211	25	55	80	150	138	288	286
滋 賀 県	133	96	229	5	77	82	138	165	303	309
京 都 府	176	158	334	19	179	198	195	333	528	530
大 阪 府	371	344	715	38	169	207	408	510	918	926
兵 庫 県	209	207	416	41	143	184	250	346	596	600
奈 良 県	110	137	247	10	55	65	120	184	304	306
和 歌 山 県	114	75	189	38	71	109	152	146	298	305
鳥 取 県	84	86	170	3	42	45	87	125	212	211
島 根 県	119	111	230	7	62	69	126	170	296	299
岡 山 県	171	173	344	9	67	76	180	239	419	421
広 島 県	186	196	382	19	85	104	205	280	485	491
山 口 県	193	128	321	16	70	86	209	197	406	408
徳 島 県	100	74	174	10	27	37	110	101	211	210
香 川 県	97	94	191	6	67	73	103	160	263	266
愛 媛 県	105	83	188	11	68	79	116	148	264	269
高 知 県	124	137	261	11	39	50	135	176	311	313
福 岡 県	262	211	473	24	141	165	286	352	638	652
佐 賀 県	96	72	168	8	44	52	104	112	216	219
長 崎 県	164	116	280	5	38	43	169	153	322	328
熊 本 県	128	78	206	7	46	53	135	124	259	264
大 分 県	139	106	245	15	30	45	154	136	290	295
宮 崎 県	143	84	227	6	33	39	149	117	266	269
鹿 児 島 県	172	87	259	12	64	76	184	150	334	334
沖 縄 県	118	87	205	20	40	60	138	124	262	264
都道府県合計	8,215	6,111	14,326	874	3,530	4,404	9,082	9,495	18,577	18,803

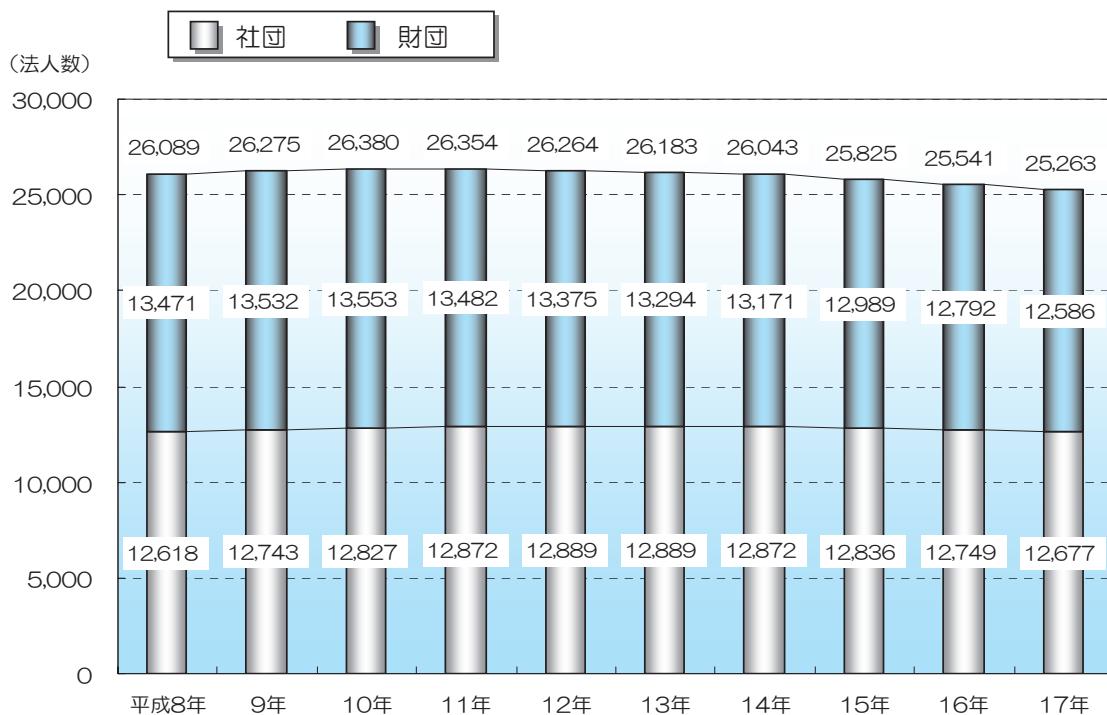
(注) 都道府県別合計は、知事と教育委員会との共管を除いた実数。

2. 公益法人数の推移

平成 8 年以降の公益法人数（実数）の推移は、図 2-1-4 のとおりである。公益法人数は平成 10 年の 26,380 法人をピークに減少に転じ、17 年 10 月 1 日現在の公益法人数は前年同期の公益法人数に比べ、全体で 278 法人 (1.1%) 減少した。

国所管法人は 53 法人 (0.8%) 減少し、5 年連続で減少した。また、都道府県所管法人も 226 法人 (1.2%) 減少し、減少傾向が続いている。

図 2-1-4 法人数の推移



3. 性格別法人数

公益法人は、非営利（構成員に配当を行わない。）かつ公益（不特定多数の者の利益を図る。）を目的とする法人であるが、その設立に当たっては、所管官庁の裁量が広範であるため、時代及び所管官庁によって公益性の判断の基準が異なっている。また、設立を許可された時点においては公益性があると判断されていた法人であっても、現在の基準から判断すると公益性に乏しい法人又は公益性が認められない法人も少なからず存在している。

表 2-1-5 は、各所管官庁が、現在の公益性に関する基準から判断して、所管法人を①本来の公益法人、②互助・共済団体等、③営利法人等転換候補及び④他の 4 類型に分類したものである。

- ① 「本来の公益法人」とは、その目的・事業に現在においても公益性があり、公益法人として十分な資格を持っている法人のことである。これに該当する法人は 21,315 法人（公益法人全体の 84.4%）であった。
- ② 「互助・共済団体等」とは、その目的・事業が、公益（不特定多数の者の利益を図る。）というよりは、共益（構成員相互の利益を図る。）と考えられる法人のことであり、互助会、共済会、同窓会等が挙げられる。これに該当する法人は 3,773 法人（14.9%）であった。
- ③ 「営利法人等転換候補」とは、その法人の公益事業が営利企業の事業と競合し、又は競合し得る状況となっている法人のことであり、27 法人（0.1%）であった。これらの法人は、公益性

を高めたり、新たに公益性の高い事業を付加する措置が講じられていない法人であって、公益法人の営利法人等への転換に関する指針に従って、株式会社等に転換することなどが必要である（第1章第5節参照）。この指針に従って平成17年度に営利転換を行った法人が2法人あった〔資料36〕。

- ④ 「その他」とは、上記の3分類に従って、法人の性格を調査時点で分類できなかったものであり、148法人(0.6%)であった。

法人の性格については、それぞれの類型に応じて指導監督の方法も異なるため、的確に把握することが必要である。

表2-1-5 性格別法人数

所管官庁		法 人 数	性格別法人数					
			本 公 益 来 法 人	互 助 团 体	共 濟 等	営 利 法 人 転 換 候 等	補	そ の 他
国所管	社団	3,710	3,555		155		0	0
	財団	3,131	3,093		37		0	1
都道府県所管	社団	9,082	6,172		2,828		21	61
	財団	9,495	8,648		755		6	86
合 計		25,263	21,315		3,773		27	148
		比率(%)	84.4		14.9		0.1	0.6

4. 新設法人数

最近10年間における新設法人数は、表2-1-6のとおりである。近年のピークであった平成8年の434法人と比べると、17年は152法人と3分の1程度に減少しているものの、国、都道府県とともに16年の新設法人数を上回った（本文の各年とは、調査年の前年10月2日から調査年10月1日までの1年間の動向をいう。）。

表2-1-6 新設法人数

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
国所管	社団	46	28	28	29	17	19	15	9	11	17
	財団	34	23	20	18	9	27	9	10	7	10
	合計	80	51	48	47	26	46	24	19	18	27
都道府県所管	社団	160	138	101	82	72	90	82	87	53	81
	財団	194	145	117	83	73	66	41	39	26	44
	合計	354	283	218	165	145	156	123	126	79	125
全体	社団	206	166	128	111	89	109	97	96	64	98
	財団	228	166	137	101	82	93	50	48	33	54
	合計	434	332	265	212	171	202	147	144	97	152

5. 解散法人数

最近10年間における解散法人数は、表2-1-7のとおりである。平成17年の解散法人数は422法人であり、解散法人数は近年、増加傾向にある。これは、都道府県における行政改革の一環として、都道府県の外郭団体的公益法人の整理・統廃合等を進めていることや、平成14年3月に総務省が所管官庁に対して所管不明法人及び休眠法人の処理促進についての通知を行ったこと（第1章第5節参照）を踏まえ、各所管官庁が所管不明法人等の処理に積極的に取り組んだことによるものと考えられる。

表2-1-7 解散法人数

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
国所管	社団	19	10	16	16	23	30	39	54	85	34
	財団	170	14	15	22	21	32	39	44	46	42
	合計	189	24	31	38	44	62	78	98	131	76
都道府県所管	社団	37	41	46	70	57	87	83	118	76	136
	財団	115	108	126	158	179	153	153	226	195	212
	合計	152	149	172	228	236	240	236	344	271	348
全体	社団	56	51	62	86	80	116	120	170	161	169
	財団	285	121	141	180	200	183	192	269	241	253
	合計	341	172	203	266	280	299	312	439	402	422

図2-1-8 解散類型別法人数

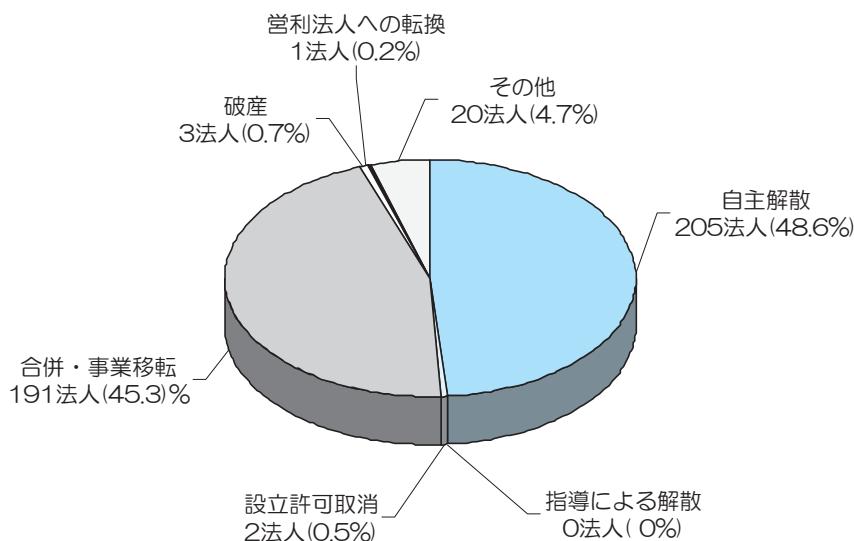


図2-1-8は、平成17年に解散した422法人を、解散事由から、①自主解散、②指導による解散、③設立許可取消、④合併・事業移転、⑤破産、⑥宮利法人への転換に伴う解散及び⑦他の7類型に分類したものである。なお、この分類は、民法第68条に規定されている解散事由とは異なる。

- ① 「自主解散」とは、定款又は寄附行為に定められた解散事由の発生（民法第68条第1項第1号）、事業の成功又は成功的不能（同項第2号）、社団法人については社員総会の決議等（同条第2項）のように法人が自らの意思により解散した場合であり、分類した中で最も多く205法人（48.6%）であった。
- ② 「指導による解散」とは、所管官庁の行政指導や解散勧告等によって解散した場合（形式的には自主解散と同じになる。）であり、本年は該当する法人がなかった。
- ③ 「設立許可取消」とは、休眠状態の場合や目的外事業その他公益を害するような行為を行った場合に、所管官庁が民法第71条に基づいて設立許可を取り消した場合であり、2法人（0.5%）であった。
- ④ 「合併・事業移転」とは、民法上合併に関する規定はないが、特に地方自治体が出えん等を行って設立したいわゆる外郭団体的公益法人の整理・統廃合等に伴い解散した場合を実態的に見て区分したものであり、191法人（45.3%）であった。
- ⑤ 「破産」とは、破産原因（支払不能、支払停止及び債務超過に陥った場合）が発生した場合に、

破産法〔平成16年法律第75号〕の規定に従い破産宣告を受け解散した場合であり、3法人(0.7%)であった。

- ⑥ 「営利法人への転換に伴う解散」とは、公益法人の営利法人等への転換に関する指針（第1章5節参照）に従って営利法人に転換したことに伴う解散場合であり、1法人(0.2%)であった。
- ⑦ 「その他」とは、社会福祉法人等への組織変更（広義の公益法人への移行）や、地方自治法〔昭和22年法律第67号〕に基づく地縁による団体等の他の法人格へ移行した場合であり、20法人(4.7%)であった。

6. 設立年代別法人数

設立年代別の公益法人数及び社団法人・財団法人の比率を示したものが図2-1-9及び図2-1-10である。ここにおける設立年ごとの法人数は、平成17年10月1日現在において活動中である法人を、設立許可された年ごとに集計したものであり、かつて存在していたが現在は解散、あるいは休眠化等により活動していない法人は含まれていないため、各年に設立許可された法人数とは異なる。

現在活動している法人の約7割が昭和41年以降の設立である。昭和21年以降は10年ごとに区分しているが、昭和20年以前に設立された法人について見ると、明治期設立が205法人、大正期設立が349法人、昭和元年から20年に設立されたものが761法人である。なお、今回の調査で把握した最も設立の古い法人は、（社）報徳遠譲社第三分社（〔静岡県教育委員会所管〕明治17年2月21日（現行民法施行前）設立）である。

図2-1-9 設立年代別法人数

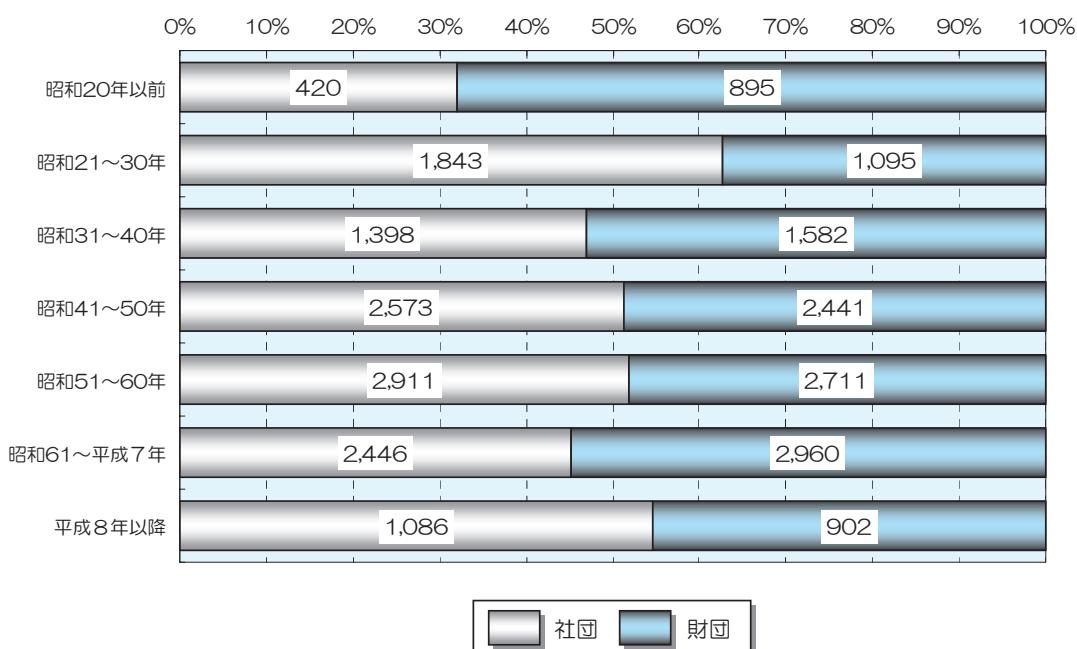
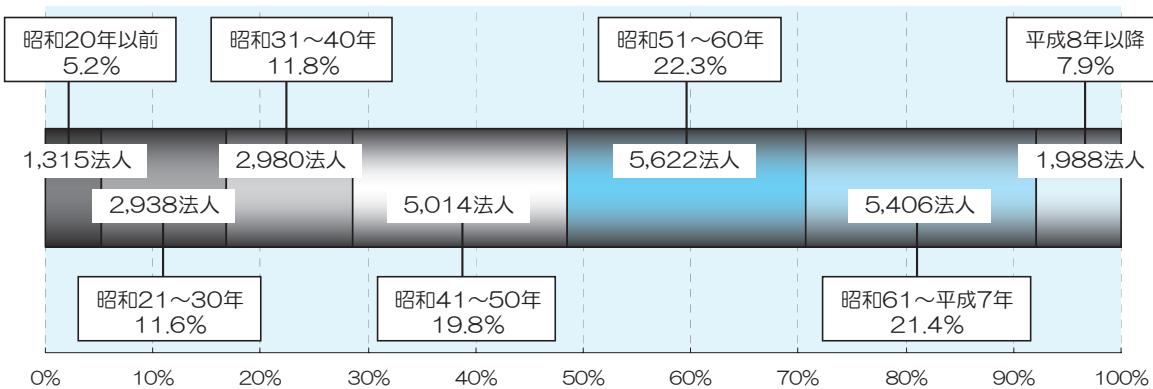


図2－1－10 設立年代別の社団法人・財団法人数及び比率



7. 主務官庁別法人数

都道府県知事及び都道府県教育委員会も公益法人の指導監督等を行っているが、これは、都道府県知事その他の執行機関が主務官庁の権限に属する事務を処理することができる旨の民法の規定（第84条の2）を受けて行っているものであり、都道府県所管法人には主務官庁が存在する。そこで、所管類型（本省庁、地方支分部局、都道府県知事及び都道府県教育委員会）ごとに主務官庁別の公益法人数を示したもののが表2-1-11である。なお、より詳細に実態を把握するため、民法上の主務官庁ではなく国務大臣を長とする内閣府の外局を加えた14省庁別に区分している。また、国所管法人と同じように、都道府県所管法人についても、目的が広範囲に及ぶ法人は主務官庁が複数になるものがあるため、法人数（26,343）は、実際の法人数（25,263）より多くなる。

最も多いのは厚生労働省関連法人で、7,694法人（29.2%）と全体の約3割を占めている。これは、以前から医療や雇用の問題に取り組む法人が多かったことに加え、福祉の充実や高齢者問題といった最近注目されているテーマに関連した法人が多いことによるものと考えられる。

次に多いのが文部科学省関連法人で、6,818法人（25.9%）であった。これは、民法第34条に挙げられている5つの目的のうち、「慈善」を除く「祭祀、宗教、学術、技芸」の4分野は文部科学省の所掌事務に関連していることが大きく影響していると考えられる。

厚生労働省と文部科学省関連の法人が全体の半数以上を占めており、以下、国土交通省、経済産業省、農林水産省と続いている。

表2-1-11 主務官庁別の法人数

	本省庁	支部局	知事	教委	合計	割合(%)
内閣府	90	—	157	—	247	0.9
警察庁	50	—	512	—	562	2.1
防衛庁	22	—	6	—	28	0.1
金融庁	52	82	49	—	183	0.7
総務省	234	76	1,546	—	1,856	7.0
法務省	137	—	0	—	137	0.5
外務省	225	—	115	—	340	1.3
財務省	57	651	0	—	708	2.7
文部科学省	1,940	—	474	4,404	6,818	25.9
厚生労働省	746	414	6,534	—	7,694	29.2
農林水産省	446	—	1,697	—	2,143	8.1
経済産業省	836	—	1,699	—	2,535	9.6
国土交通省	590	572	1,504	—	2,666	10.1
環境省	89	4	333	—	426	1.6
省庁別合計	5,514	1,799	14,626	4,404	26,343	100.0

(注) 合計は、省庁・都道府県のどちらにおいても共管重複分を除いていない単純合計。

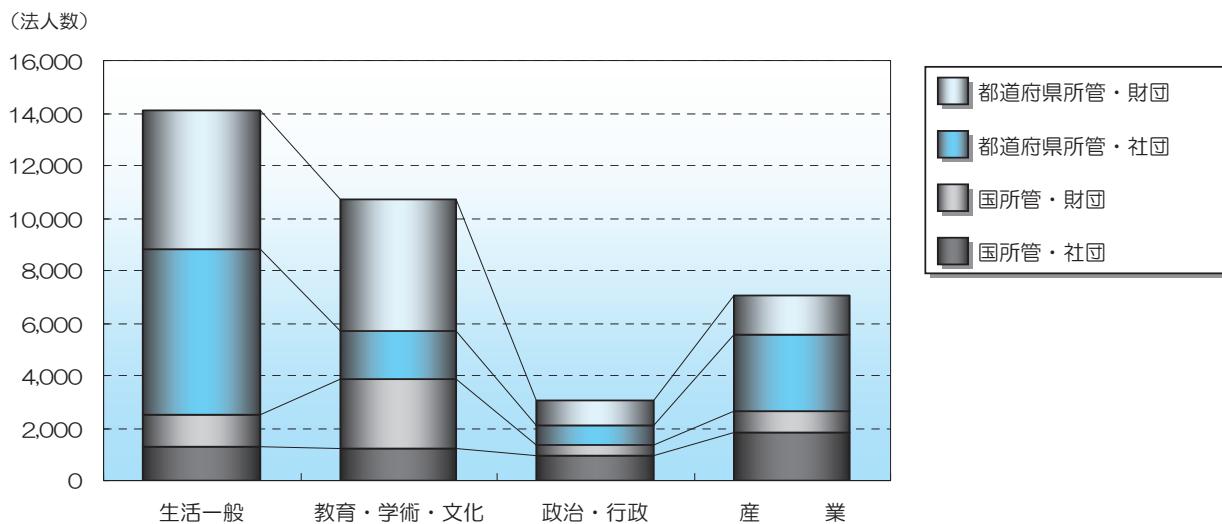
8. 設立目的別法人数

公益法人の設立目的を、①生活一般、②教育・学術、③政治・行政及び④産業の4分野にまず区分し、更に小分類項目に区分したものが図表2-1-12である。公益法人概況調査においては、小分類の中から主たる設立目的を二つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数とは一致していない。また、大別した4分野の法人数は、小分類項目の法人数の単純合計であり、割合欄の数値は延べ法人数(26,043)に対する百分率である。

大別した4分類では、「生活一般」が14,071法人(54.0%)と最多であり、次に「教育・学術・文化」が10,704法人(41.1%)、「産業」が7,032法人(27.0%)、「政治・行政」が3,061法人(11.8%)と続いている。

小分類項目では、「保健・衛生・医療」が3,898法人(15.0%)と一番多い。これは、医師会や薬剤師会の法人の目的分野であり、都道府県所管の社団法人の数が目立っている。次に多いのが「教育」の2,917法人(11.2%)である。これは、各種学校や美術館、博物館、図書館等の法人が掲げる目的であり、都道府県所管の財団法人が多い。3番目は「職業・労働」の2,215法人(8.5%)であり、都道府県所管の社団法人が多い。

図表2-1-12 設立目的別法人数



	合計	国所管		都道府県所管	
		割合(%)	社団	財団	社団
延べ法人数	26,043	—	3,907	3,406	9,089
生活一般の小計	14,071	54.0	1,279	1,235	6,270
家庭生活	182	0.7	8	17	130
保健・衛生・医療	3,898	15.0	192	339	2,509
体育・レクリエーション	1,744	6.7	186	174	341
保育	212	0.8	3	1	16
福祉・援護	1,944	7.5	108	187	637
職業・労働	2,215	8.5	350	132	1,332
福利・共済	1,143	4.4	62	181	345
居住・生活環境	1,096	4.2	88	74	301
安全	935	3.6	148	63	426
その他の生活一般	702	2.7	134	67	233
教育・学術・文化の小計	10,704	41.1	1,231	2,618	1,863
教育	2,917	11.2	208	428	703
英語・奨学	1,497	5.7	26	404	54
学術・研究	1,898	7.3	371	814	322
文化・芸術	2,014	7.7	200	299	214
報道・出版	322	1.2	142	93	48
宗教関係	221	0.8	13	59	18
国際交流	1,078	4.1	220	444	179
その他の教育学術	757	2.9	51	77	325
政治・行政の小計	3,061	11.8	963	425	690
政治・行政	274	1.1	56	56	86
財政・経済	832	3.2	704	42	69
総合計画	97	0.4	13	28	15
地方行政	762	2.9	36	57	177
自然・環境	498	1.9	44	80	160
国際関係	335	1.3	80	138	62
その他の政治行政	263	1.0	30	24	121
産業の小計	7,032	27.0	1,811	834	2,884
金融・保険	204	0.8	124	30	45
農林水産	2,085	8.0	270	124	1,001
通商産業	1,879	7.2	431	284	715
運輸・交通	626	2.4	422	137	44
建設	947	3.6	168	52	617
通信・情報	195	0.7	99	53	40
報道	622	2.4	214	109	180
その他の産業	474	1.8	83	45	242
合計	34,868	—	5,284	5,112	11,707
					12,765

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

9. 事業種類別法人数

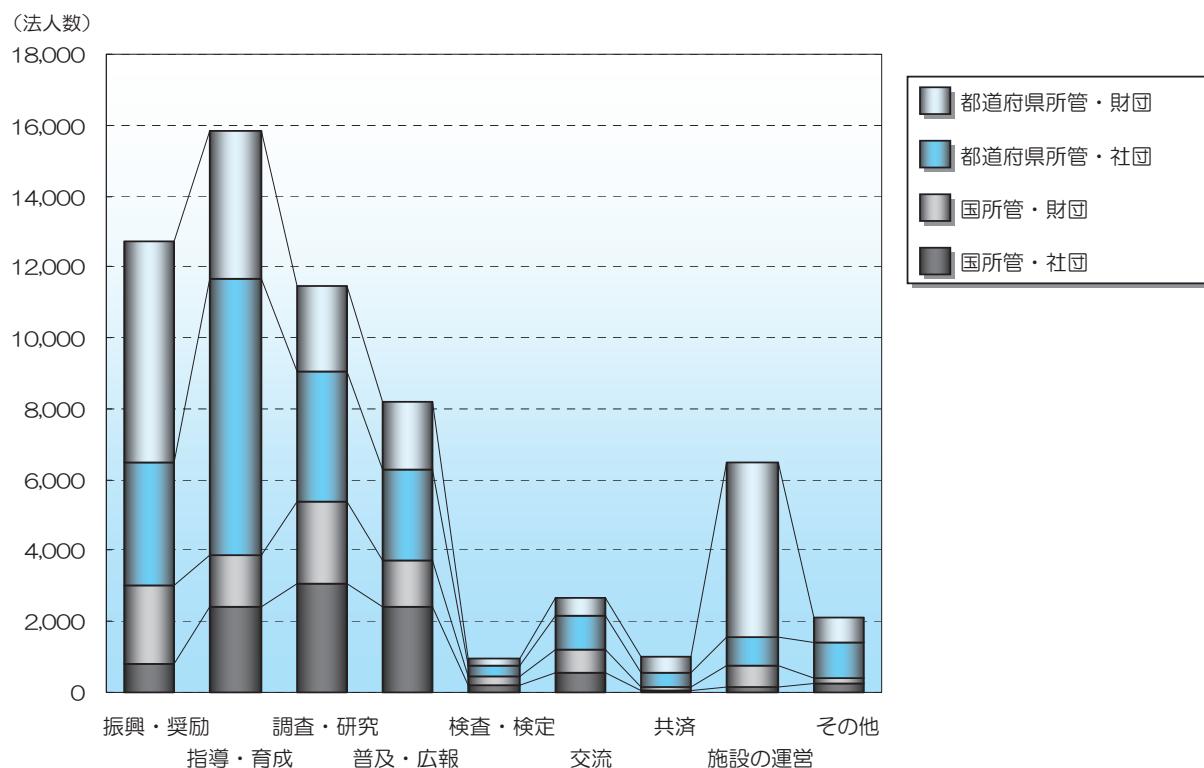
公益法人を設立目的を達成するために行う事業内容に従って分類したものが図表 2-1-13 である。公益法人概況調査では、主たる設立目的一つに対して、主たる事業内容を 2 種類以内で記入することとしているため、合計数は設立目的における法人数よりも多くなっている。また、割合欄の数値は述べ法人数（26,043）に対する百分率である。

事業の種類として一番多く挙げられたのは、「指導・育成」で 15,835 法人（60.8%）あった。具体的には、教育・訓練、相談、研修会・講習会といった事業であり、社団法人に多く見られる。

次に多いのが「振興・奨励」で 12,728 法人（48.9%）あり、振興、助成・給付、貸与、表彰及び信用保証といった金銭給付を伴うものがあるため、財団法人に多く見られる。

以下、「調査・研究」の 11,455 法人（44.0%）、「普及・広報」の 8,181 法人（31.4%）と続くが、それ以外で特徴的なのは、「施設の運営」が都道府県所管の財団法人に非常に多いことである。これは、これらの財団法人が、地方自治体が建設した会館・施設の管理等を行っているためと考えられる。

図表 2-1-13 事業種類別法人数



	合 計	割合(%)	国 所 管		都道府県所管	
			社 团	財 团	社 団	財 团
延べ法人数	26,043	—	3,907	3,406	9,089	9,641
振興・奨励の小計	12,728	48.9	805	2,200	3,484	6,239
振 興	5,668	21.8	460	516	2,272	2,420
助 成 ・ 給 付	4,508	17.3	144	1,238	542	2,584
貸 与	619	2.4	16	95	67	441
表 彰	609	2.3	67	208	110	224
信 用 保 証	97	0.4	19	19	19	40
その他の振興・奨励	1,227	4.7	99	124	474	530
指導・育成の小計	15,835	60.8	2,421	1,463	7,768	4,183
教 育 ・ 訓 練	2,755	10.6	418	340	1,154	843
相 談	1,347	5.2	143	119	605	480
研 修 会 ・ 講 習 会	7,644	29.4	1,310	668	3,995	1,671
その他の指導・育成	4,089	15.7	550	336	2,014	1,189
調査・研究の小計	11,455	44.0	3,057	2,315	3,701	2,382
研 究	4,476	17.2	1,283	1,014	1,262	917
情 報 の 収 集	2,449	9.4	651	441	869	488
情報資料の作成・分析等	1,107	4.3	340	260	298	209
その他の調査・研究	3,423	13.1	783	600	1,272	768
普及・広報の小計	8,181	31.4	2,427	1,314	2,541	1,899
普 及	4,837	18.6	1,465	660	1,518	1,194
雑誌・図書の出版	958	3.7	346	332	119	161
説 明 会	216	0.8	124	13	59	20
その他の普及・広報	2,170	8.3	492	309	845	524
検査・検定の小計	960	3.7	197	272	268	223
検 査 ・ 検 定	566	2.2	75	145	189	157
資 格 の 付 与 ・ 指 定	164	0.6	86	51	19	8
証 明	105	0.4	20	45	24	16
その他の検査・検定	125	0.5	16	31	36	42
交流の小計	2,666	10.2	540	684	955	487
連 絡	294	1.1	100	27	128	39
国 内 交 流	524	2.0	80	71	284	89
国 際 交 流	1,336	5.1	316	537	239	244
そ の 他 の 交 流	512	2.0	44	49	304	115
共済の小計	995	3.8	57	73	404	461
共 同 ・ 共 済	601	2.3	38	40	209	314
補 償	145	0.6	11	15	78	41
そ の 他 の 共 済	249	1.0	8	18	117	106
施設の運営の小計	6,479	24.9	156	603	822	4,898
会 館 ・ 施 設 の 建 設	367	1.4	30	51	66	220
会 館 ・ 施 設 の 管 理	3,219	12.4	44	207	367	2,601
会 館 ・ 施 設 の 貸 与	723	2.8	28	65	129	501
会 館 ・ 施 設 の 公 開	407	1.6	2	52	19	334
その他の施設の運営	1,763	6.8	52	228	241	1,242
その他	2,121	8.1	229	170	1,004	718
合 計	61,420	—	9,889	9,094	20,947	21,490

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

10. 社団法人における民法上の社員

社員とは、社団法人の法人格の基礎となる構成員（個人、団体（法人）を問わない。）のことであり、通常、会費等を払って法人運営（総会等）に参加している。

会員数の規模別法人数を示したものが図表2-1-14である。これによると、99会員以下の小規模法人が5,216法人と4割以上を占めている（この中に会員数が0の法人が25法人含まれているが、民法の規定によれば、社員の欠亡は解散事由に当たる。）。次に多いのが、100以上499会員以下の区分で4,188法人（33.0%）であり、ここまで区分为全体の約4分の3を占める。5,000会員以上を擁する法人は439法人で、このうち5万会員以上の法人も31法人あった。

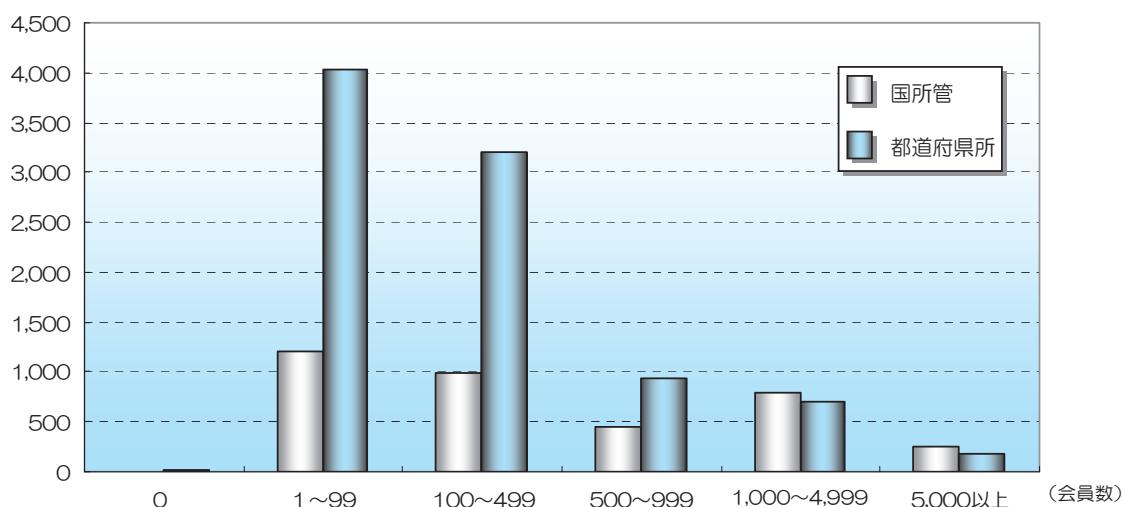
1 法人当たりの平均会員数は1,056会員であるが、これは一部の極めて規模の大きい法人が全体の平均を引き上げているためであり、中央値^(注)は149会員であった。

国所管法人と都道府県所管法人とを比較して見ると、活動範囲等の違いから、国所管法人の方に大規模法人が多い（5,000会員以上の場合、国が254法人、都道府県が185法人）。

図表2-1-14 社員規模別法人数

所管官庁	社団法人数	社員規模別法人数							合計会員数	平均会員数
		0会員	1～99会員	100～499会員	500～999会員	1,000～4,999会員	5,000会員以上			
国 所 管	3,710	7	1,210	999	442	798	254	7,233,716	1,950	
都道府県所管	9,082	18	4,034	3,208	935	702	185	6,196,587	682	
合 計	12,677	25	5,191	4,188	1,347	1,487	439	13,384,763	1,056	
比率(%)		0.2	40.9	33.0	10.6	11.7	3.5			
前年合計	12,749	39	5,188	4,234	1,341	1,486	461	14,506,744	1,138	
比率(%)		0.3	40.7	33.2	10.5	11.7	3.6			

（法人数）



(注) 中央値とは、変数を大きさの順に並べたとき、中央で全数を2等分する境界点の数値。変数が偶数個のときには中央の2つの値の平均を中央値とする。例えば、25,263の全公益法人の資産額を大きい順に並べたときに、第12,632位の公益法人の資産額が中央値となる。

11. 財団法人における基本財産

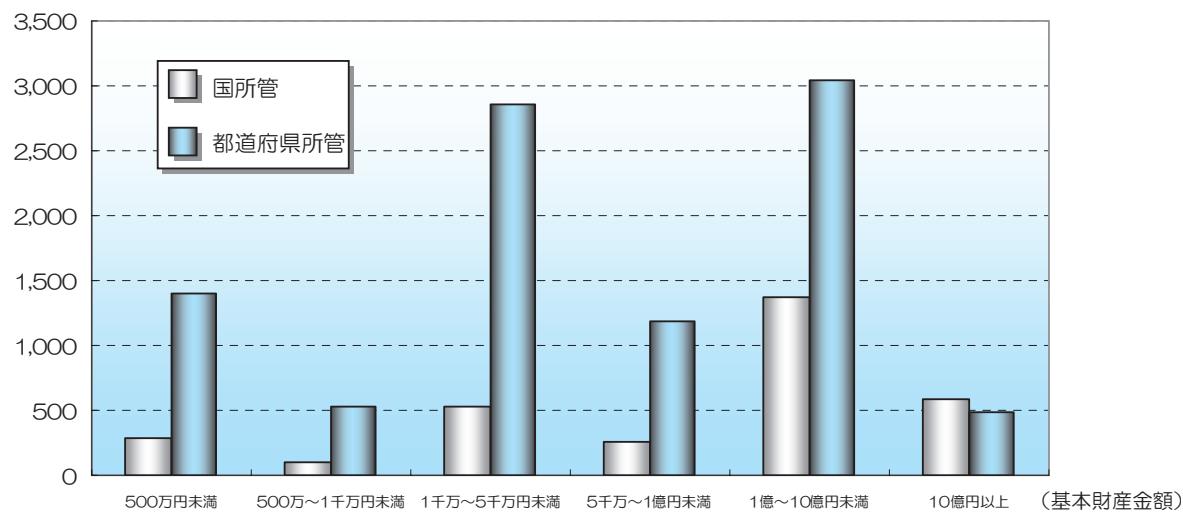
基本財産とは、財団法人の法人格の基礎となる財産であり、公益活動を行うための基本となる重要な財産であるため、その管理運用に当たっては、基本財産の減少は厳に避ける必要がある。また、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（資料3。以下「指導監督基準」という。）においては、公益法人の財務及び会計について、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入や恒常的な賛助金収入等があることと規定されている。

基本財産の規模別法人数を示したものが図表2-1-15である。これによると、かなりばらつきがあることが分かる。最も多い区分が1億円以上10億円未満の4,407法人（35.0%）、次に多いのが1千万円以上5千万円未満の3,377法人（26.8%）、次いで500万円未満の1,674法人（13.3%）となり、基本財産規模の小さい法人も相当数を占めている。

図表2-1-15 基本財産規模別法人数

所管官庁	財団法人数	基本財産規模別法人数							基本財産合計金額(百万円)	基本財産平均金額(百万円)
		500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上			
国 所 管	3,131	280	100	533	257	1,371	590	2,722,891	870	
都道府県所管	9,495	1,399	523	2,860	1,183	3,046	484	2,354,669	248	
合 計	12,586	1,674	620	3,377	1,435	4,407	1,073	5,071,828	403	
	比率(%)	13.3	4.9	26.8	11.4	35.0	8.5			
前年合計	12,792	1,723	622	3,479	1,454	4,449	1,065	5,062,506	396	
	比率(%)	13.5	4.9	27.2	11.4	34.8	8.3			

(法人数)



12. 賛助会員等

近年、社団法人、財団法人にかかわらず何らかの会員制度を探っている公益法人が増加してきている。そこで、財団法人における会員又は社団法人における民法上の社員以外であって、定款又は寄附行為に定めのある会員（賛助会員、名誉会員、特別会員等その名称は問わない。）を賛助会員等として調査した結果を示したものが表2-1-16である。

全法人の約7割が、賛助会員等制度を有しないか、又は、当該制度を有しているが実際に会員が存在しない法人であった。賛助会員等が1会員以上いる法人は7,206法人であるが、そのうちの6割以上の法人が100会員未満と小規模である。しかしながら、賛助会員等の合計は約3,980万会員、1法人あたりの平均会員数は5,517会員であった。これは、極めて多数の賛助会員を有する法人が存在するためであり、賛助会員がいる法人における中央値は52人であった。

表2-1-16 賛助会員等規模別法人数

所管官庁		法人数	賛助会員等規模別法人数						賛助会員等合計会員数	賛助会員等平均会員数
			制度なし又は0会員	1～99会員	100～499会員	500～999会員	1,000～4,999会員	5,000会員以上		
国所管	社団	3,710	2,104	1,141	260	42	83	80	23,439,695	14,595
	財団	3,131	1,933	490	324	106	147	131	7,716,062	6,441
都道府県所管	社団	9,082	6,152	2,363	432	61	41	33	1,642,102	560
	財団	9,495	7,972	470	491	149	213	200	6,979,100	4,583
合 計		25,263	18,057	4,428	1,501	355	479	443	39,757,906	5,517
		比率(%)	71.5	17.5	5.9	1.4	1.9	1.8		
前年合計		25,541	18,387	4,409	1,491	350	472	432	39,024,149	5,455
		比率(%)	72.0	17.3	5.8	1.4	1.8	1.7		

(注) 賛助会員等平均会員数は、制度なし又は0会員を除いた法人数についての平均会員数。

第2節 個別事項の分析

1. 役職員の状況

(理事)

理事は、民法上法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っている。このため、指導監督基準においては、理事の選出方法、定数、任期、構成、報酬等についての規定が設けられている。

指導監督基準

- 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。

理事数について規模別に示したものが表2-2-1である。理事の合計は39万7,261人で、1法人あたりの平均は15.7人、中央値は12人であり、平均値と中央値との乖離は小さい。最も多い区分は、10~19人の法人の11,686法人(46.3%)で半数近くを占めている。また、0~9人の法人も7,859法人(31.1%)と多く、3番目に多い20~29人の法人と合わせて全体の9割以上がこれらの範囲に収まっている。

理事数が多い法人として、100人以上の法人が61法人あった。理事数が特に多い法人については、理事会が法人にとって負担になったり、その機能が形骸化することもあり、法人の事業規模、内容等に応じた適切な理事数とする必要がある。

一方、理事数が少ない法人については、2人以下の法人が46法人あった。理事数があまり少ないと法人の適正な運営を確保することが困難になり、特定の理事の専横を招くおそれがあるため、十分に注意する必要がある。

社団法人と財団法人の平均理事数とを比較すると、社団法人の方が財団法人より多い。これは、社団法人においては、社員の中から理事を選出することが多いことが関連していると考えられる。

表2-2-1 理事規模別法人数

所管官庁		法 人 数	理事規模別法人数						理 事 合計人数	理 事 平均人数
			0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上		
国所管	社団	3,710	347	1,212	955	464	252	480	105,203	28.4
	財団	3,131	1,161	1,473	359	85	34	19	42,004	13.4
都道府 県所管	社団	9,082	1,889	4,931	1,630	395	121	116	145,582	16.0
	財団	9,495	4,501	4,132	671	142	36	13	106,971	11.3
合 計		25,263	7,859	11,686	3,569	1,078	443	628	397,261	15.7
		比率(%)	31.1	46.3	14.1	4.3	1.8	2.5		
前年合計		25,541	7,863	11,847	3,656	1,089	450	636	402,462	15.8
		比率(%)	30.8	46.4	14.3	4.3	1.8	2.5		

また、理事の任期について示したものが表2-2-2である。これによると、任期を2年もしくは2年未満としている法人が22,027法人(87.2%)と、8割以上であった。

なお、新たな公益法人制度において、一般社団法人及び一般財団法人の理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会／評議員会の終結の時までとするとされている(第4章第2節参照)。

表2-2-2 理事任期別法人数

所管官庁		法 人 数	理事任期別法人数			
			任期の定め 無し	2年未満	2年	2年超
国所管	社団	3,710	25	123	3,463	99
	財団	3,131	21	38	2,788	284
都道府 県所管	社団	9,082	72	898	7,051	1,061
	財団	9,495	154	286	7,531	1,524
合 計		25,263	271	1,345	20,682	2,965
		比率(%)	1.1	5.3	81.9	11.7

(常勤理事)

理事は、法人の業務の執行機関として法人の運営上重要な役割を担う機関であるが、大部分の理事は、理事会等における重要な意思決定への参加という形で法人の運営にかかわっており、経常的な業務の執行には直接携わってはいない。通常、経常的な業務の執行は、常勤理事（公益法人概況調査においては「最低でも週3日以上出勤している理事」としている。）により行われているが、その人数別に法人数を示したものが表2-2-3である。

これによると、常勤理事の合計は19,480人、1法人当たりの平均常勤理事数は0.8人であった。また、約半数の法人に常勤理事がないことが分かる。常勤理事がない法人は、国所管法人では3分の1弱だが、都道府県所管法人では6割近くに達している。これらの法人においては、日常業務の執行は事務局職員に任せていること等が考えられる。

常勤理事が0人に次いで多い区分が1人の8,633法人(34.2%)であり、2人の2,165法人(8.6%)と合わせて全体の9割以上の法人は常勤理事が2人以下である。また、財団法人の方が社団法人より常勤理事数が多い傾向があり、理事数の場合と逆になっている。

表2-2-3 常勤理事規模別法人数

所管官庁		法 人 数	常勤理事規模別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	3,710	1,266	1,762	397	148	65	72	3,749	1.0
	財団	3,131	868	1,115	556	281	141	170	4,738	1.5
都道府 県所管	社団	9,082	5,849	2,769	294	84	37	49	4,245	0.5
	財団	9,495	4,997	3,055	934	288	109	112	6,924	0.7
合 計		25,263	12,924	8,633	2,165	794	351	396	19,480	0.8
		比率(%)	51.2	34.2	8.6	3.1	1.4	1.6		
前年合計		25,541	13,073	8,706	2,167	826	353	416	19,788	0.8
		比率(%)	51.2	34.1	8.5	3.2	1.4	1.6		

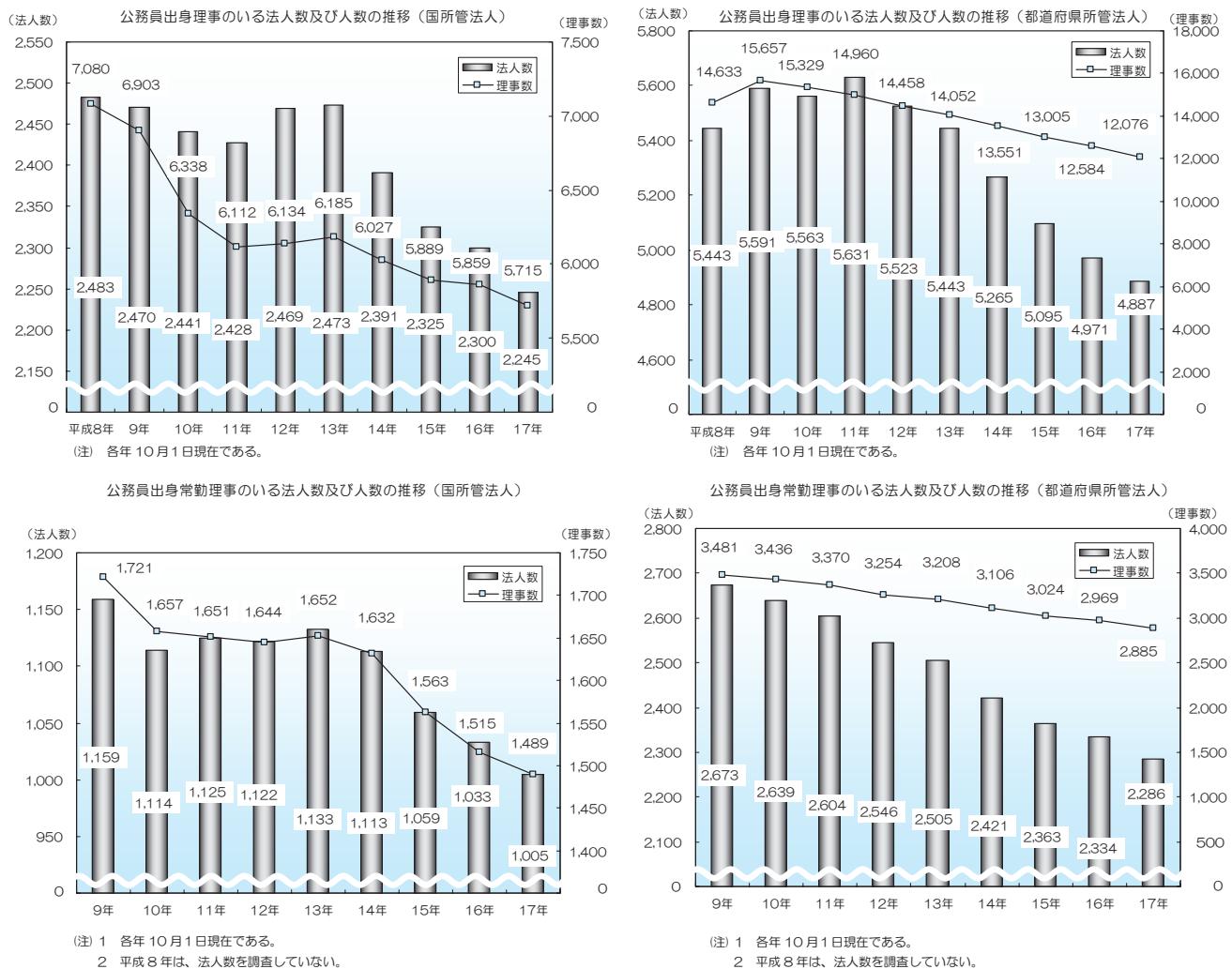
(公務員出身理事)

公務員出身者が公益法人の理事として業務を執行している状況をまとめたものが図2-2-4である。公務員出身者とは、国所管法人の場合、原則として国の本省庁課長相当職以上を経験し、退職後10年未満の間に当該公益法人の理事に就任して現在に至っている者を指す（詳細な定義については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（資料4。以下「運用指針」という。）を参照。また、都道府県所管法人についても、国と同様の考え方である。）。

まず、国所管法人の理事における国家公務員出身者は2,245法人（国所管法人数（6,841法人）の32.8%、前年比55法人減）に5,715人（国所管法人の全理事数（147,207人）の3.9%、前年比144人減）であった。一方、都道府県所管法人の理事における都道府県公務員出身者は4,887法人（都道府県所管法人数（18,577法人）の26.3%、前年比84法人減）に12,076人（都道府県所管法人の全理事数（252,553人）の4.8%、前年比508人減）であった。

次に、国所管法人の常勤理事における国家公務員出身者は、1,005法人（国所管法人数（6,841法人）の14.7%、前年比28法人減）に1,489人（国所管法人の全常勤理事数（8,487人）の17.5%、国家公務員出身理事の26.1%、前年比26人減）であった。一方、都道府県所管法人の常勤理事における都道府県公務員出身者は、2,286法人（都道府県所管法人の全法人数（18,577法人）の12.3%、前年比48法人減）に2,885人（都道府県所管法人の全常勤理事数（11,169人）の25.8%、都道府県公務員出身理事の23.9%、前年比84人減）であった。

図2-2-4 公務員出身理事のいる法人数等の推移



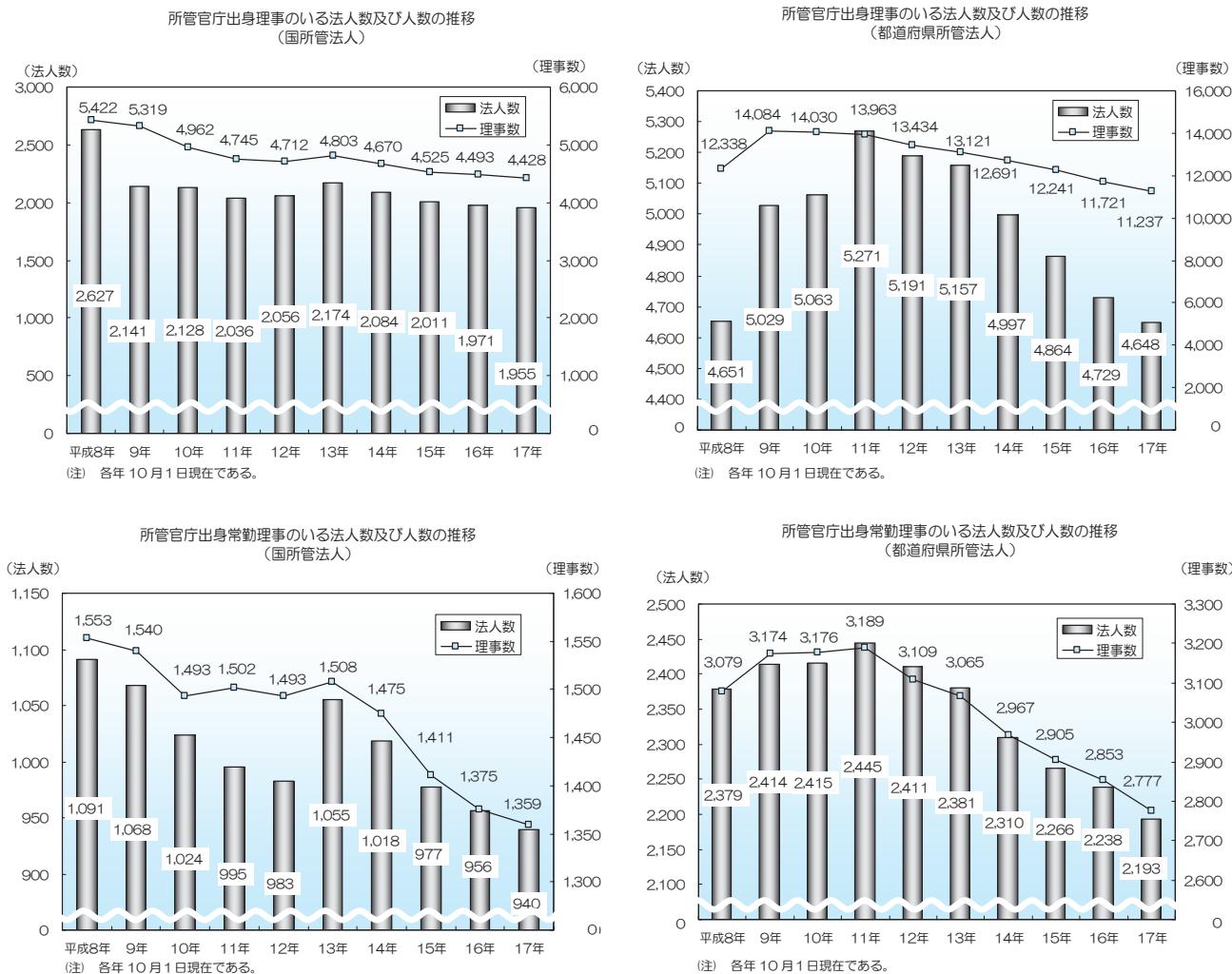
（所管官庁出身理事）

指導監督基準

理事のうち、所管する官庁の出身者が占める割合は、理事現在数の3分の1以下とすること。

公務員出身理事のうち、所管官庁出身理事の数を示したものが図2-2-5である。所管官庁出身理事とは、原則として所管官庁の出身者で当該法人の理事に就任している者である（定義については、運用指針を参照）。これによると、国所管法人における所管官庁出身理事は1,955法人（国所管法人数（6,841法人）の28.6%、前年比16法人減）に4,428人（国所管法人の全理事数（147,207人）の3.0%、国家公務員出身理事の77.5%、前年比66人減）であった。一方、都道府県所管法人における、所管官庁出身理事は4,648法人（都道府県所管法人数（18,577法人）の25.1%、前年比81法人減）に11,237人（都道府県所管法人の全理事数（252,548人）の4.4%、都道府県公務員出身理事の93.1%、前年比484人減）であった。

図2-2-5 所管官庁出身理事のいる法人数等の推移



また、平成17年10月1日現在において、所管する官庁出身者が理事現在数の3分の1を超えている法人数は、国所管では9法人と前年と比べて9法人減少、都道府県所管では360法人と前年と比べて32法人減少している。国所管法人についてその理由を見てみると、理事の死亡や退任により一時的に理事現在数が減少したことによるものがある一方で、新たに所管官庁出身者が理事として就任している法人もあった。これらの法人については、既に改善されている法人もあるが、残りの法人についても所管する官庁出身理事の退任等の速やかな改善措置が採られるよう、所管官庁において適切な指導監督を行うことが必要である（国所管法人における所管官庁出身理事が3分の1を超えていた法人については、平成18年7月1日現在で9法人すべてが改善済）。

指導監督基準の閣議決定直後の平成8年10月1日現在からの所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人数の推移を見ると、所管官庁による指導監督基準にのっとった指導監督により、理事構成の適正化が進んできたことがうかがえるが、都道府県所管法人では依然として多数の法人において、理事現在数に占める所管省庁出身者が3分の1を超えている状況にあることから、指導監督基準に則して引き続き更なる適正化に強力に取り組んでいくことが必要である〔資料52〕。

なお、理事現在数に占める所管官庁出身者の割合を3分の1以下にするという指導監督基準の規定については、運用指針において、所管官庁出身者の要件が、本省庁課長相当職以上の経験者や退職後10年末満の間に当該法人の理事に就任した者等とされているが、第164回国会（常会）の質疑等において、本省庁課長相当職未満の者等が公益法人の理事に多数就任している問題が指摘されたところで

ある。これを受け、平成18年5月に所管官庁出身理事の実態調査を緊急に実施し、6月15日に当該調査の結果を公表した（表2-2-6）。この調査結果を踏まえ、所管官庁出身者の要件に本省庁課長相当職未満の者等も含める方向で指導監督基準を見直すこととしており、平成18年6月27日に見直し案を公表し、パブリックコメントを実施した。

表2-2-6 所管官庁出身者の公益法人理事への就任状況に係る実態調査の結果（概要）

（1）勤続年数20年以上の者

	国所管法人	都道府県所管法人
① 本省庁課長相当職以上であって、退職後10年未満の者	4,185人（1,353人）	4,442人（2,202人）
② 本省庁課長相当職以上であって、退職後10年以上の者	1,363人（225人）	458人（17人）
③ 本省庁課長相当職未満であって、退職後10年未満の者	1,764人（1,177人）	365人（119人）
④ 本省庁課長相当職未満であって、退職後10年以上の者	310人（78人）	125人（2人）
⑤ 大学教授等専門的業務従事者等	1,445人（113人）	717人（106人）

（2）勤続年数20年未満の者

	国所管法人	都道府県所管法人
① 専門的業務従事者等以外の者	129人（22人）	175人（30人）
② 専門的業務従事者等	240人（12人）	

（注）1 国所管法人については、平成18年4月1日時点の全法人である6,789法人、都道府県については、平成17年10月1日時点で現在の定義による所管官庁出身理事が1人以上いた4,649法人（調査時点での速報値）を調査対象としている。

2 人数は、すべて平成18年4月1日時点における該当理事の数であり、（ ）内は、うち常勤理事の人数である。

3 網掛け部分は、これまでの公益法人概況調査等では把握しておらず、今回新規に調査を実施したものである。

4 調査結果は、総務省ホームページにて公開している。

（同一親族・企業関係者理事）

指導監督基準

理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下すること。

指導監督基準においては、所管官庁出身理事の割合の制限に加えて、同一の親族及び特定の企業の関係者の理事現在数に占める割合を3分の1以下にするように規定されている。同一親族の理事現在数に占める割合が3分の1を超える法人は253法人（1.0%）、同一特定企業関係者の理事現在数に占める割合が3分の1を超える法人は262法人（1.0%）であった（表2-2-7）。

表2-2-7 同一親族理事及び同一特定企業関係者理事の状況別法人数

(同一親族理事の状況別法人数)

所管官庁		法人数	同一親族理事のいる法人数	うち同一親族が理事現在数の1／3を超える法人数
国所管	社団	3,710	208	5
	財団	3,131	412	23
都道府 県所管	社団	9,082	162	21
	財団	9,495	1,039	204
合 計		25,263	1,816	253
		比率(%)	7.2	1.0
前年合計		25,541	1,831	272
		比率(%)	7.2	1.1

(同一特定企業関係者理事の状況別法人数)

所管官庁		法人数	同一特定企業関係者理事のいる法人数	うち同一特定企業関係者が理事現在数の1／3を超える法人数
国所管	社団	3,710	442	16
	財団	3,131	720	45
都道府 県所管	社団	9,082	234	45
	財団	9,495	840	159
合 計		25,263	2,218	262
		比率(%)	8.8	1.0
前年合計		25,541	2,273	242
		比率(%)	8.9	0.9

(同一業界関係者理事)

指導監督基準

理事のうち、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。

指導監督基準においては、同一業界関係者の理事現在数に占める割合を2分の1以下にするよう規定されている。

同一業界関係者の理事現在数に占める割合が2分の1を超える法人は6,121法人（全法人の24.2%）であった。この中には、特に都道府県所管の社団法人が多いほか、一部に互助会も含まれている。なお、理事全員が同一業界関係者である法人数は3,622法人であった（表2-2-8）。

表2－2－8 同一業界関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法 人 数	同一業界関係者が理事現在数の1/2を超える法人数	うち理事全員が同一業界関係者の法人数
国所管	社団	3,710	813	193
	財団	3,131	151	37
都道府 県所管	社団	9,082	4,221	3,027
	財団	9,495	973	384
合 計		25,263	6,121	3,622
		比率(%)	24.2	14.3
前 年 合 計		25,541	6,192	3,651
		比率(%)	24.2	14.3

(監事)

指導監督基準

監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。

監事は、民法上は設置が任意とされているが、指導監督基準においては、監事を必ず設置することと規定されている。監事の人数を規模別に示したものが表2-2-9である。

これによると、監事の合計は55,768人、1法人当たりの平均は2.2人で、2人の法人が18,563法人(73.5%)と7割以上を占めている。約8割の法人が1人から3人に収まっているが、5人以上の法人も209法人ある。活動範囲が全国的なものなど、法人の規模が大きい法人については、ある程度の監事数が必要となるものと考えられる。

監事のうち、常勤監事(公益法人概況調査においては、最低でも週3日以上出勤している監事としている)として日常業務に携わっている者の合計は385人、常勤監事がいる法人数は332法人(全法人の1.3%)であった〔資料57〕。

国所管法人の監事における国家公務員出身者は568法人に680人であり、都道府県所管法人の監事における都道府県公務員出身者は1,768法人に2,127人であった。

なお、監事制度がない財団法人は26法人あった。新たな公益法人制度において、一般財団法人並びに理事会及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を必ず置かなければならないとされているため(第4章第2節参照)、監事制度がない法人及び監事制度があっても監事が選任されていない法人については、早急な改善が必要である。

表2－2－9 監事規模別法人数

所管官庁	法人数	監事制度なし法人数	監事規模別法人数						監事合計人数	監事平均人数	
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上			
国所管	社団	3,710	3	2	121	2,215	1,200	104	65	8,910	2.4
	財団	3,131	2	6	272	2,458	357	23	13	6,425	2.1
都道府県所管	社団	9,082	8	3	226	6,562	2,029	182	72	20,559	2.3
	財団	9,495	24	15	478	7,443	1,377	98	60	20,205	2.1
合 計		25,263	37	26	1,085	18,563	4,939	404	209	55,768	2.2
		比率(%)	0.1	0.1	4.3	73.5	19.6	1.6	0.8		
前年合計		25,541	43	30	1,099	18,731	4,997	426	215	56,411	2.2
		比率(%)	0.2	0.1	4.3	73.3	19.6	1.7	0.8		

(注) 1 監事平均人数は、監事制度なし法人数を除いた法人数についての平均人数。

2 合計は共管重複分を除く実数。

(外部監事)

指導監督基準

既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

公益法人のうち、互助・共済団体等の法人に関しては、指導監督基準において、法人に関する抜本的法改革が行われるまでの間は、業界関係者又は所管官庁出身者以外の者を監事とするよう、所管官庁が強力に指導することと規定されている。この外部監事の導入状況について示したもののが表2-2-10である。

これによると、互助・共済団体等の法人のうち、外部監事を導入していない法人が2,628法人(69.7%)で約7割となっている。これらの法人の所管官庁においては、外部監事制度の導入に向け、引き続き強力な指導が必要である。

表2－2－10 外部監事導入の有無別法人数

所管官庁		法人の性格が「互助・共済団体等」である法人数	うち外部監事制度がある法人数	うち外部監事制度がない法人数
国所管	社団	155	110	45
	財団	37	16	21
都道府県所管	社団	2,828	817	2,011
	財団	755	204	551
合 計		3,773	1,145	2,628
		比率(%)	30.3	69.7
前年合計		3,820	1,148	2,672
		比率(%)	30.1	69.9

(注) 共管重複分を除く実数。

(現職公務員理事・監事)

公益法人の役員（理事及び監事）には、欠格要件（民法施行法〔明治31年法律第11号〕第27条）はあるものの、特段の資格要件はない。したがって、職業や国籍による役員就任への制限はない。しかしながら、現職公務員については、法人を指導監督する立場にあることから、公益法人の役員への就任は適当でないものと考えられている。

都道府県所管法人については、都道府県が直接出えんして設立した外郭団体的公益法人が多数存在しており、その業務の実施、監督等のために、国所管法人に比べて現在においても現職の都道府県公務員が多数役員に就任しているのが実状である。

現職公務員の理事及び監事への就任状況を示したもののが表2-2-11である。この表における現職公務員とは、所管官庁において職務に従事する常勤の公務員（公務員の身分を有する休職出向者及び課長相当職以下の者を含み、国務大臣、副大臣、大臣政務官、都道府県知事、都道府県議会議員等を除く。）を指す。

まず、国所管法人の理事における現職国家公務員は29法人に51人、都道府県所管法人の理事における現職都道府県公務員は2,714法人に6,059人であり、都道府県所管法人においては、所管官庁出身理事（11,237人）の5割以上が現職都道府県公務員ということになる。

次に、国所管法人の監事における現職国家公務員は12法人に21人、都道府県所管法人の監事における現職都道府県公務員は1,005法人に1,151人であった。

理事と監事とを合計した役員数は、国所管法人においては、30法人（前年比3法人減）に72人（前年比1人減）の現職国家公務員が就任している。一方、都道府県所管法人においては、2,800法人（前年比53法人減）に7,210人（前年比440人減）の現職都道府県公務員が就任している。

表2-2-11 現職公務員理事又は監事のいる法人数及び人数

所管官庁	理事			監事		役員合計		前年役員合計	
	法人数	法人数	理事数	法人数	監事数	法人数	役員数	法人数	役員数
国 所 管	6,841	29	51	12	21	30	72	33	76
都道府県所管	18,577	2,714	6,059	1,005	1,151	2,800	7,210	2,853	7,650
合 計	25,263	2,742	6,109	1,017	1,172	2,829	7,281	2,884	7,724

(注) 1 役員は、理事と監事の合計。

2 役員合計の法人数は、理事又は監事が1人以上いる法人の数。

3 役員合計の役員数は、理事数と監事数の合計人数。

(現職議員理事)

現職の国会議員及び都道府県議会議員が公益法人の理事に就任している状況を示したもののが表2-2-12である。

これによると、国所管法人の理事を務める現職国会議員は223法人（前年比2法人減）に357人（前年比11人増）であった。また、都道府県所管法人の理事における現職都道府県議会議員は826法人（前年比37法人減）に1,178人（前年比30人減）であった。なお、現職の議員による常勤理事は、国、都道府県とともに存在しなかった。

表2-2-12 現職国会議員・都道府県議会議員理事のいる法人数及び人数

所管官庁		現職議員理事			うち常勤	
		法 人 数	法 人 数	理 事 数	法 人 数	常 勤 理 事 数
国所管	社団	3,710	106	159	0	0
	財団	3,131	117	198	0	0
	合計	6,841	223	357	0	0
前年国合計		6,894	225	346	0	0
都道府 県所管	社団	9,082	278	335	0	0
	財団	9,495	548	843	0	0
	合計	18,577	826	1,178	0	0
前年都道府県合計		18,803	863	1,208	4	4

(有給常勤役員の平均年間報酬額)

指導監督基準

常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不适当に高額に過ぎないものとすること。

指導監督基準では、役員の報酬等について、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不适当に高額に過ぎないものとすることと規定されている。公益法人の定款又は寄附行為においては、役員は無報酬であるが、常勤の役員については有給とすることができる旨定められていることが多い。このような有給の役員（役員としての報酬を支給されていないが、職員としての給与を支給されている者を含む。）に対する年間報酬の1人当たりの平均額を示したものが表2-2-13である。

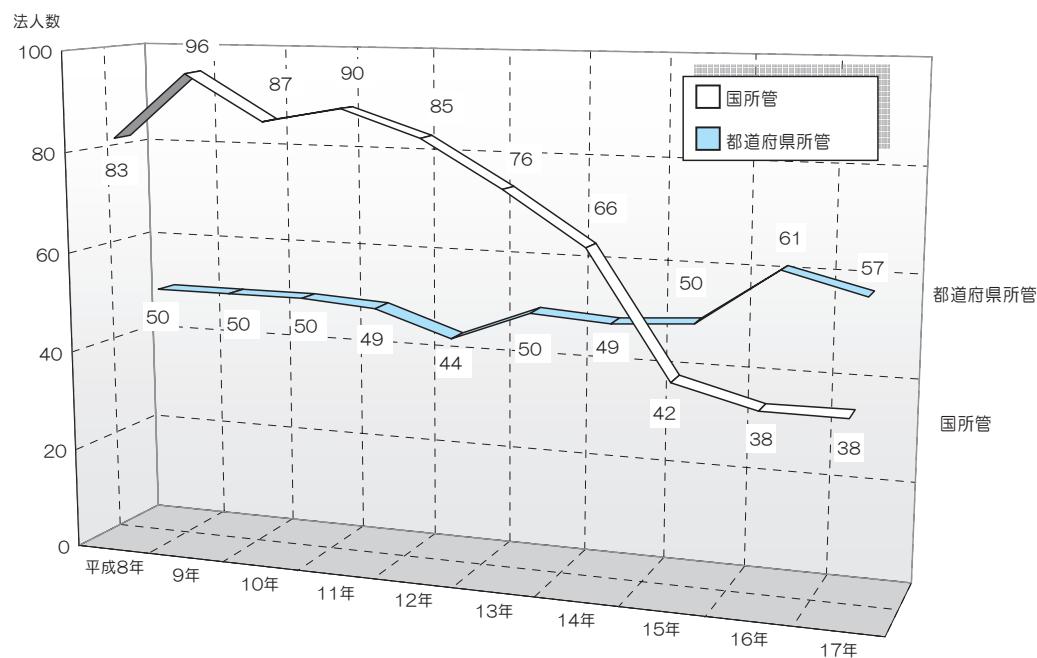
表2-2-13 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法 人 数	有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上800万円未満	800万円以上1,200万円未満	1,200万円以上1,600万円未満	1,600万円以上2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	3,710	1,479	369	936	509	306	91	20
	財団	3,131	1,279	316	435	465	417	201	18
都道府 県所管	社団	9,082	6,328	1,425	1,086	206	25	2	10
	財団	9,495	6,073	1,250	1,369	561	154	41	47
合 計		25,263	15,095	3,353	3,760	1,730	895	335	95
全法人に占める比率(%)			59.8	13.3	14.9	6.8	3.5	1.3	0.4
有給役員に占める比率(%)				33.0	37.0	17.0	8.8	3.3	0.9
前 年 合 計		25,541	15,231	3,350	3,796	1,792	917	356	99
全法人に占める比率(%)			59.6	13.1	14.9	7.0	3.6	1.4	0.4
有給役員に占める比率(%)				32.5	36.8	17.4	8.9	3.5	1.0

これによると、有給役員がいる法人は10,168法人（全法人の40.2%）であり、常勤役員がいる法人数（12,352法人）よりも少なく、無報酬の常勤役員も相当数存在していることが分かる。有給役員

がいる法人の中では、平均年間報酬額が400万円以上800万円未満の法人が3,760法人（有給役員がいる法人の37.0%）と最も多く、次いで400万円未満の法人が3,353法人（同33.0%）であり、800万円未満の法人で7割程度を占めている。一方、平均年間報酬額が2,000万円以上の法人も95法人（前年比4法人減）であった（図2-2-14）。

図2-2-14 有給常勤役員の平均年間報酬額2,000万円以上の法人数の推移



また、所管官庁出身常勤役員がいる法人に限っての有給常勤役員の平均報酬額を示したものが表2-2-15である。400万円以上800万円未満の法人が1,236法人（所管官庁出身者がいる法人の39.4%）と最多多い。

表2-2-15 所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

		所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数							
所管官庁		法 人 数 *	有給役員なし	400万円 未満	400万円 以上 800万円 未満	800万円 以上 1,200万円 未満	1,200万円 以上 1,600万円 未満	1,600万円 以上 2,000万円 未満	2,000万円 以上
国所管	社団	464	9	14	78	109	152	58	6
	財団	560	16	14	56	101	210	144	4
都道府 県所管	社団	1,064	64	353	554	89	3	0	2
	財団	1,140	134	139	573	249	45	0	0
合 計		3,188	219	516	1,236	543	408	202	12
全法人に占める比率(%)			7.0	16.5	39.4	17.3	13.0	6.4	0.4
有給役員ありの法人に占める比率(%)				17.7	42.4	18.6	14.0	6.9	0.4
前 年 合 計	3,196	226	526	1,253	569	402	208	12	
	全法人に占める比率(%)	7.1	16.5	39.2	17.8	12.6	6.5	0.4	
	有給役員ありの法人に占める比率(%)		17.7	42.2	19.2	13.5	7.0	0.4	

* 所管官庁出身常勤役員のいる法人数。

(職員)

指導監督基準

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

職員は、理事の職務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在であり、法人管理、事業執行その他多方面での実務を行っている。職員の中には、雇用関係にある者のか、法人の名をもって対外的活動を行っている顧問、参与、専門委員等が含まれている。

職員数の規模別法人数を示したものが表2-2-16である。職員の合計は56万9,630人、1法人当たりの平均は22.5人、中央値は3人であり、半数以上の法人が職員数3人以下の零細規模であることが分かる。規模別には、2~9人の法人が11,403法人（45.1%）と半数近くを占め、次に多いのが10~49人の法人の4,838法人（19.2%）であった。一方、職員が1人の法人が4,362法人（17.3%）、職員が存在しない法人も2,762法人（10.9%）であった。このような職員がいない法人については、設立母体の企業や団体からの出向や派遣により法人とは雇用関係にない者が事務を行っている、他の企業・団体（の職員）が本務の傍らで法人の事務を行っている、行事の開催時等必要に応じて理事、会員等が集まって活動しているなどの状況が想定される。

一方、100人以上の職員がいる法人は967法人（3.8%）あり、そのうち、500人以上の職員がいる法人も148法人あった。

なお、公益法人概況調査では、職員のうち最低でも週3日以上出勤している者を常勤職員（パート、アルバイト等雇用形態は問わない。）しており、その合計は48万2,577人であり、全職員数の約85%が常勤職員である〔資料64〕。

表2-2-16 職員規模別法人数

所管官庁		法人数	職員規模別法人数						職員合計人數	職員平均人數
			0人	1人	2~9人	10~49人	50~99人	100人以上		
国所管	社団	3,710	108	435	2,295	729	65	78	83,734	22.6
	財団	3,131	161	400	1,309	820	202	239	140,575	44.9
都道府県所管	社団	9,082	1,124	2,033	4,416	1,233	145	131	93,550	10.3
	財団	9,495	1,390	1,501	3,429	2,112	528	535	258,455	27.2
合計		25,263	2,762	4,362	11,403	4,838	931	967	569,630	22.5
		比率(%)	10.9	17.3	45.1	19.2	3.7	3.8		
前年合計		25,541	2,740	4,433	11,585	4,887	912	984	567,578	22.2
		比率(%)	10.7	17.4	45.4	19.1	3.6	3.9		

(評議員)

指導監督基準

財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要な事項の諮問機関として評議員会を置くこと。

指導監督基準では、財団法人には、原則として、評議員及び評議員会を置くことと規定されている。評議員の規模別法人数を示したものが表2-2-17である。評議員（会）制度がある法人は11,563

法人（45.8%）で、評議員の合計は27万5947人であり、当該制度がある法人における1法人当たりの平均評議員数は23.9人、中央値は15人であった。

財団法人については、評議員（会）の設置を指導しているものの、評議員制度を設けているのは10,103法人（財団法人の80.3%）であった。

国所管の財団法人と都道府県所管の財団法人とを比較してみると、国所管の財団法人では3,085法人（98.5%）が評議員（会）制度を設けているのに対し、都道府県所管の財団法人では7,056法人（74.3%）にとどまっている。都道府県所管の財団法人に対する評議員（会）制度の導入に向け、更に指導が必要である。

財団法人の評議員規模別の法人数は、10～19人が4,708法人（制度を有している財団法人の40.7%）と最も多く、次いで0～9人が2,707法人（23.4%）、20～29人が1,823法人（15.8%）であった。

なお、評議員制度がない財団法人は2,483法人あった。新たな公益法人制度において、一般財団法人は評議員及び評議委員会を必ず置かなければならないとされているため（第4章第2節参照）、評議員制度がない法人については、早急な改善が必要である。

表2－2－17 評議員規模別法人数

所管官庁		評議員制度 有り法人数	評議員規模別法人数						評議員 合計人數	評議員 平均人數		
			0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上				
国所管	社団	3,710	619	75	57	56	46	46	339	52,121		
	財団	3,131	3,085	602	1,352	583	239	124	185	65,021		
都道府 県所管	社団	9,082	842	290	148	104	74	61	165	26,318		
	財団	9,495	7,056	1,744	3,165	1,092	438	234	383	133,478		
全 体	社団	12,677	1,460	365	204	160	120	107	504	78,421	53.7	
		比率(%)	11.5	25.0	14.0	11.0	8.2	7.3	34.5			
	財団	12,586	10,103	2,342	4,504	1,663	672	356	566	197,526	19.6	
		比率(%)	80.3	23.2	44.6	16.5	6.7	3.5	5.6			
	合計	25,263	11,563	2,707	4,708	1,823	792	463	1,070	275,947	23.9	
		比率(%)	45.8	23.4	40.7	15.8	6.8	4.0	9.3			
前年全体合計		25,541	11,598	2,646	4,765	1,797	818	480	1,092	280,922	24.2	
		比率(%)	45.4	22.8	41.1	15.5	7.1	4.1	9.4			

(注) 1 評議員平均人數は、評議員制度有りの法人についての平均。

2 評議員規模別法人数の割合は、評議員制度有りの法人に対する割合。

指導監督基準

評議員及び評議委員会に関し、（中略）同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議委員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

運用指針

- ・評議員の定数については、理事と同様、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同程度以上であることが好ましい。
- ・同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者の評議員に占める割合は、それぞれ評議委員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要である。

財団法人の評議員の構成について、運用指針では、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者の評議員に占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要であるとされている。財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数を示したのが表2-2-18である。

また、評議員数を理事数の関係を示したもののが表2-2-19である。評議員（会）制度を設けている法人については、理事と同数以上の評議員がいる場合が多い。

表2-2-18 財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数

所管官庁	評議員制度有り法人数	評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数						2分の1以下	2分の1超	
		0%	0%超25%以下	25%超50%以下	50%超75%以下	75%超100%未満	100%		単管	共管
国 所 管	3,085	2,240	639	183	8	3	12	3,062	22	1
都道府県所管	7,056	5,504	1,152	287	33	27	53	6,942	111	2
合 計	10,103	7,719	1,778	470	41	30	65	9,967	133	3
	比率(%)	76.4	17.6	4.7	0.4	0.3	0.6	98.7		
前年合計	10,118	7,797	1,734	451	40	27	69	9,982	136	0
	比率(%)	77.1	17.1	4.5	0.4	0.3	0.7	98.7		

表2-2-19 評議員数と理事数の関係

評議員数	総数	理事数					
		0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上
総数	25,263	7,859	11,686	3,569	1,078	443	628
制度なし	13,700	3,336	6,554	2,293	749	311	457
0~9人	2,707	2,083	528	68	16	5	7
10~19人	4,708	1,983	2,607	102	11	5	0
20~29人	1,823	313	1,093	376	32	5	4
30~39人	792	82	407	217	69	13	4
40~49人	463	32	195	149	52	29	6
50人以上	1,070	30	302	364	149	75	150

2. 財務・会計の状況

(年間収入額)

公益法人の年間収入は、大きく分けて、

- 会費収入（民法上の社員及び賛助会員等からの会費収入を指す。）
- 財産運用収入（基本財産・運用財産の区分を問わず、財産の運用から得た収入を指す。）
- 寄付・補助金等収入（寄付金、補助金、助成金等の反対給付を伴わない性質の収入を指し、拠出元は個人、企業、公的機関等のいずれであってもよい。）
- 事業収入（事業活動を行った結果として得た収入を指す。なお、ここでいう事業は、定款又は寄附行為上の目的事業である事業（指導監督上の公益事業）であっても、公益活動を行うために付隨的に収益を目的として行う事業（指導監督上の収益事業）であってもどちらでもよい。）

等からなっている。この年間収入に、前年度からの繰越金（前期繰越収支差額）を加えたものが、当該年度の総収入となる。なお、年間支出に次年度への繰越金（次期繰越収支差額）を加えたものが当該年度における総支出であり、「総収入額＝総支出額」の関係になっている。

年間収入額の規模別法人数を示したものが表 2-2-20 である。これによると、年間収入額の合計は 18兆 1,997 億円であり、集計を始めた平成 9 年度の 21兆 5,439 億円と比べると 3兆 3,442 億円、前年と比べると 1,906 億円減少しており、集計を始めてから最も少ない金額であった。1 法人当たりの平均年間収入額は 7 億 2,041 万円、中央値は 5,866 万円である。平均と中央値との間には大きな隔たりがある。

規模別に見ると、1 千万円以上 5 千万円未満の法人が 6,489 法人（25.7%）と最多であり、以下、1 億円以上 5 億円未満が 6,151 法人（24.3%）、1 千万円未満が 5,399 法人（21.4%）と続くことから、収入が小規模な法人が多いことが分かる。一方、平均を超える区分である 10 億円以上の法人は 2,434 法人（9.6%）に過ぎず、極めて収入額の大きい法人の存在により平均が引き上げられている。

表 2-2-20 年間収入額規模別法人数

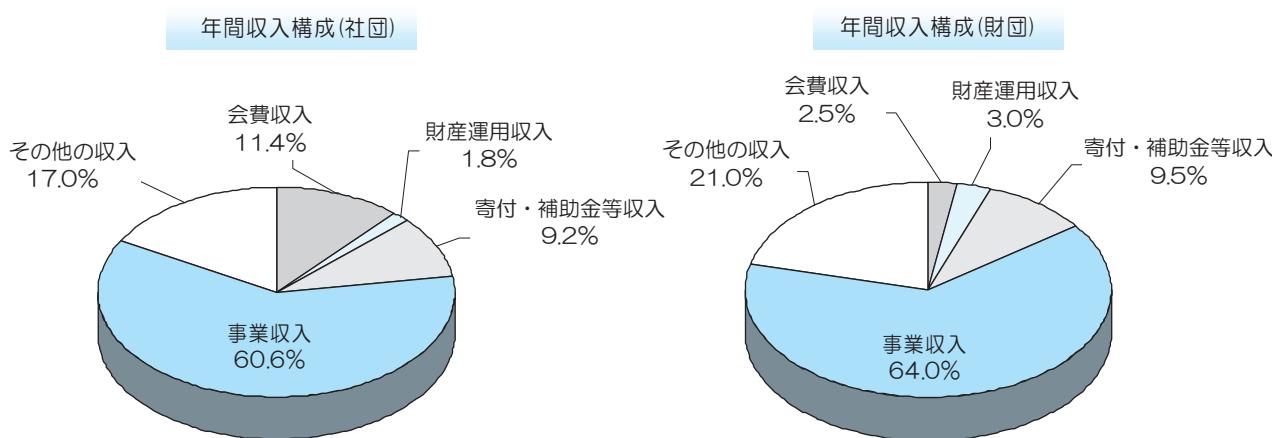
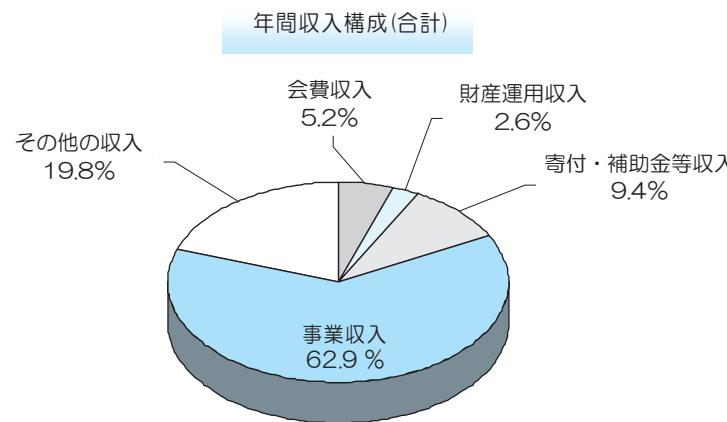
所管官庁		法人数	年間収入額規模別法人数							年間収入合計金額(百万円)	年間収入平均金額(百万円)								
国所管	都道府県所管		1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上											
社団	3,710	263	1,103	723	1,098	233	290	3,265,458	880	18,199,731	720								
	財団	3,131	338	573	338	893	354	635	6,593,951	2,106									
合 計	9,082	2,195	2,911	1,059	2,097	404	416	2,342,871	258	18,390,315	720								
	比率(%)	25.263	5,399	6,489	3,126	6,151	1,664	2,434	21.4	25.7	12.4	24.3	6.6	9.6	12.3	24.7	6.4	9.7	18,390,315
前年合計		25,541	5,400	6,586	3,154	6,300	1,627	2,474	21.1	25.8	12.3	24.7	6.4	9.7	18,390,315	720			
比率(%)																			

年間収入の構成状況を示したものが図表 2-2-21 である。社団法人・財団法人の双方において事業収入が年間収入の約 6 割と最も多くを占めている。また、社団法人・財団法人を問わず、寄付金、行政や民間助成団体等からの補助金等も得ているが、これらの合計額が総額に占める割合は社団法人・財団法人ともに約 1 割程度である。

図表 2-2-21 年間収入構成

(百万円)															
	会費収入	財産運用収入	寄付金収入	補助金等収入	うち国から	うち都道府県から	うち市区町村から	うち特殊法人等から	うち民間助成団体等から	うち営利団体から	うちその他	事業収入	その他の収入	合計	
国所管	社団	389,918	74,406	19,158	270,508	110,079	39,863	4,508	70,145	26,117	338	19,433	2,089,159	422,309	3,265,458
	財団	169,732	221,930	153,635	427,745	199,664	73,372	19,213	82,620	38,948	3,015	9,358	4,461,834	1,159,092	6,593,951
都道府県所管	社団	248,702	23,451	7,837	219,022	25,268	56,290	47,717	15,508	32,590	783	40,222	1,312,834	530,924	2,342,871
	財団	143,314	157,412	75,519	546,438	24,241	263,190	206,942	2,784	15,907	885	30,792	3,667,760	1,498,452	6,088,895
合 計		950,551	477,012	256,016	1,460,388	359,173	431,204	277,767	170,916	113,009	5,010	99,389	11,454,352	3,601,329	18,199,731
比率 (%)		5.2	2.6	1.4	8.0	2.0	2.4	1.5	0.9	0.6	0.0	0.5	62.9	19.8	100.0
前年合計		949,266	526,147	236,704	1,617,095	405,326	441,929	-	-	126,629	-	643,211※	11,690,935	3,371,118	18,390,315
比率 (%)		5.2	2.9	1.3	8.8	2.2	2.4	-	-	0.7	-	3.5	63.6	18.3	100.0

※ 「前年合計」における「うちその他」には、「うち市区町村から」、「うち特殊法人等から」及び「うち営利団体から」を含んでいる。



(年間支出額)

公益法人の年間支出は、大きく分けて、

- 事業費（公益法人が事業遂行のために直接要する支出で管理費以外のものを指す。なお、ここでいう事業費には法人の目的事業（指導監督上の公益事業）のみならず、付隨的に行う収益事業（指導監督上の収益事業）に支出された費用も含む。）
- 管理費（法人の各種の業務を管理するために、毎年度経常的に支出する経費を指す。）
- 事業に不可欠な固定資産取得支出（法人の各種の業務を遂行するために不可欠な什器備品等の固定資産の取得に要する経費を指す。）

等からなっており、土地の購入や退職給与引当預金の積み立ても資金の「支出」に当たる。これら当該年度に支出した合計が年間支出額であり、総収入額との差額が次年度への繰越金（次期繰越収支差額）となる。

年間支出額の規模別法人数を示したものが表 2-2-22 である。これによると、年間支出額の合計は 18 兆 480 億円、1 法人当たりの平均は 7 億 1,441 万円、中央値は 5,832 万円であった。

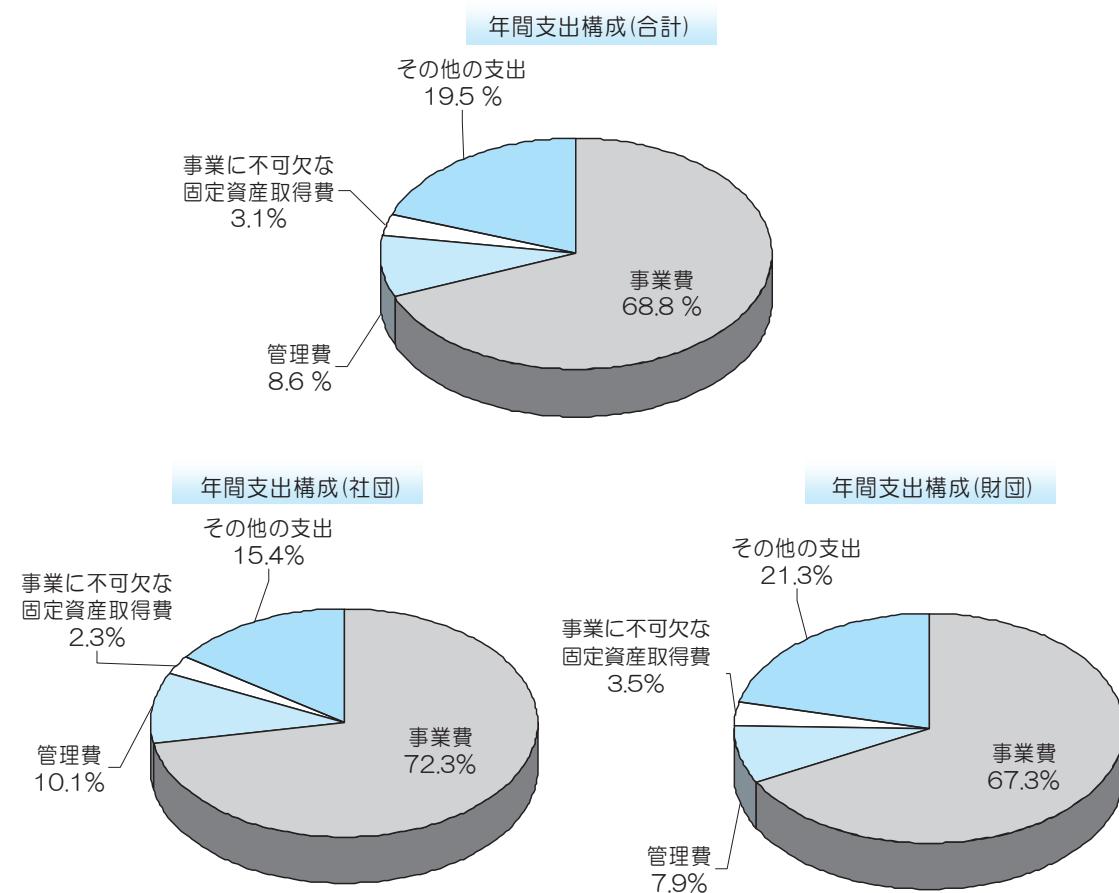
100 億円以上の年間支出額がある法人が 264 法人ある一方で、年間支出額が 100 万円未満の法人が 1,294 法人（5.1%）あった。無償の役務の提供（ボランティア等）もあるため、金銭的な支出規模がその法人の活動状況をそのまま示すものとは言えないが、支出額が極めて小さい法人については、十分な活動が行われていない場合もあるものと考えられる。

年間支出の構成状況を示したものが図表 2-2-23 である。社団法人・財団法人の双方において事業費が約 7 割程度と大きな割合を占めている一方で、管理費は約 1 割程度となっている。

表2-2-22 年間支出額規模別法人数

所管官庁		法 人 数	年間支出額規模別法人数							年間支出合計金額(百万円)	年間支出平均金額(百万円)
国所管	都道府県所管		1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上			
社団	国所管	3,710	259	1,103	717	1,107	233	291	3,263,183	880	
	都道府県所管	3,131	316	604	323	900	346	642	6,443,529	2,058	
財団	国所管	9,082	2,206	2,913	1,057	2,091	408	407	2,337,358	257	
	都道府県所管	9,495	2,611	1,947	1,012	2,141	665	1,119	6,094,065	642	
合 計		25,263	5,362	6,550	3,090	6,173	1,648	2,440	18,048,021	714	
比率(%)			21.2	25.9	12.2	24.4	6.5	9.7			
前年合計		25,541	5,389	6,629	3,142	6,294	1,608	2,479	18,350,758	718	
比率(%)			21.1	26.0	12.3	24.6	6.3	9.7			

図表2-2-23 年間支出構成



		事 業 費	管 理 費	事 業 に 不 可 欠 な 固 定 資 産 取 得 費	そ の 他 の 支 出	合 計
国所管	社団	2,537,644	264,887	88,110	372,542	3,263,183
	財団	4,624,533	412,444	217,471	1,189,082	6,443,529
都道府県所管	社団	1,511,360	299,687	39,056	487,320	2,337,358
	財団	3,818,857	578,856	222,934	1,472,173	6,094,065
合 計		12,424,080	1,546,622	560,931	3,515,207	18,048,021
比率 (%)		68.8	8.6	3.1	19.5	100.0
前年合計		13,010,568	1,635,231	433,630	3,271,253	18,350,681
比率 (%)		70.9	8.9	2.4	17.8	100.0

指導監督基準

公益法人の事業（付隨的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していかなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適當と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

事業費について、指導監督基準では、公益法人本来の事業（付隨的に行う収益を目的とする事業を除く。）の規模を、可能な限り総支出額の2分の1以上とするよう規定されている。この要件を満たす法人は10,753法人で全法人の42.6%であった（表2-2-24）。

なお、新たな公益法人制度における公益社団法人及び公益財団法人の公益認定においては、公益目的事業比率が100分の50以上となること見込まれるものであることが基準のひとつとされている（第4章第2節参照）。

表2－2－24 公益法人本来の事業費割合別法人数

		公益法人本来事業費の総支出に占める割合別法人数									50%以上 法人数合計
所管官庁		法 人 数	0%未満	0%	0% 超 25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%	100%超	
国所管	社団	3,710	7	59	440	1,310	1,512	369	0	13	1,894
	財団	3,131	22	57	599	918	1,062	434	0	39	1,535
都道府 県所管	社団	9,082	16	465	2,307	2,677	1,978	1,610	3	26	3,617
	財団	9,495	52	751	2,717	2,165	1,976	1,730	11	93	3,810
合 計		25,263	97	1,320	6,047	7,046	6,464	4,104	14	171	10,753
		比率(%)	0.4	5.2	23.9	27.9	25.6	16.2	0.1	0.7	42.6
前年合計		25,541	85	1,263	6,088	7,153	6,519	4,254	21	158	10,952
		比率(%)	0.3	4.9	23.8	28.0	25.5	16.7	0.1	0.6	42.9

指導監督基準

管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

管理費について、指導監督基準では、管理費の割合を、可能な限り総支出額の2分の1以下とするよう規定されており、これを満たす法人は22,897法人で全法人の90.6%であった（表2-2-25）。管理費の割合が総支出額の2分の1を超える法人に対しては、管理費のうち何が過大な負担となっているかという点を把握し、役職員の削減、事務所経費の見直し等により、管理費を削減するよう、適切な指導を行う必要がある。

表2-2-25 管理費の総支出に占める割合別法人数

所管官庁		法 人 数	管理費の総支出に占める割合別法人数								50%以下 法人数合計
			0%未満	0%	0%超 25%以下	25 %超 50%以下	50 %超 75%以下	75%超 100%未満	100%	100%超	
国所管	社団	3,710	8	23	2,043	1,446	128	53	0	9	3,520
	財団	3,131	21	55	2,433	526	71	15	1	9	3,035
都道府 県所管	社団	9,082	19	264	5,094	2,775	788	123	1	18	8,152
	財団	9,495	65	455	6,283	1,537	735	367	14	39	8,340
合 計		25,263	113	797	15,752	6,235	1,718	557	16	75	22,897
比率(%)			0.4	3.2	62.4	24.7	6.8	2.2	0.1	0.3	90.6
前年合計		25,541	103	797	15,760	6,432	1,758	582	17	92	23,092
比率(%)			0.4	3.1	61.7	25.2	6.9	2.3	0.1	0.4	90.4

(指導監督基準上の収益事業)

指導監督基準

公益法人が収益事業（付隨的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

公益法人が健全な運営を維持し、公益活動を積極的に行うためには相応の収入が必要であることから、本来の公益活動の実施に充てるため、収入確保の一手段として収益事業を行うことも認められている。したがって、収益事業は、あくまで本来の公益事業に付隨して行われるべき性格のものであり、指導監督基準では、収益事業の規模、業種、利益の使用等について定められているほか、収益事業を行う場合には事業計画書に明記し、他の事業と区分して経理を行うことが求められている。

一方、法人税法上にも「収益事業」の規定があるが、これは、法人税法施行令〔昭和40年政令第97号〕第5条に定められた課税対象となる33業種を指すものであり、その目的は問わないものである。

なお、ここでいう収益事業とは、法人税法上のものではなく、指導監督基準上のものであり、収益事業収入及び収益事業費の状況を示したもののが表2-2-26である。これによると、収益事業収入の合計金額は1兆447億円であり、1法人当たりの平均金額は4,136万円であった。また、全法人における中央値は0であり、収益事業収入のある法人における中央値は2,034万円であった。前年と比べて、合計金額は581億円増加したが、集計を始めた平成8年度と比べると2分の1以下である。規模別に見ると、収益事業を実施していない法人が19,961法人で、全法人の約8割を占めている。収益事

業を行っている法人の収益事業収入の規模を見ると、1千万円未満が最も多い。法人区分による比較では、収益事業収入の規模が大きいほど、社団法人より財団法人の法人数が多い。特に国所管の財団法人の平均金額が高いのが目立つが、これは、極めて収益事業収入が多い少数の法人があるために平均金額が引き上げられているためである。

次に、収益事業に支出した費用を見ると、合計で8,603億円であり、収入金額の方が1,844億円上回っている。

規模別では、収益事業費を支出していない法人が20,703法人(81.9%)と収益事業を実施していない法人数より若干多くなっている。その理由としては、支出額が少ない等の理由によって区分経理がされていないか、収入・支出ではなく、利益をもって収益事業収入としているような場合が考えられる。

指導監督基準では、収益事業の支出規模を、可能な限り総支出額の2分の1以下とすることと規定されており、収益事業費が総支出額の2分の1を超えている場合には、もはや付隨的な事業と考えることは困難である。表2-2-27によると、全法人の97.4%にあたる24,606法人が指導監督基準に適合しているが、適合していない法人も657法人ある。これらの法人については、早急な対応が採られるよう、所管官庁において適切な指導監督を行っていくことが必要である。

表2-2-26 指導監督基準上の収益事業収入額規模別法人数及び収益事業費規模別法人数

(収益事業収入額規模別法人数)

所管官庁		法人数	収益事業収入額規模別法人数							収益事業収入合計金額(百万円)	収益事業収入平均金額(百万円)
国所管	都道府県所管		0	1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上			
社団	財団	3,710	2,849	429	228	80	96	28	72,850	20	
		3,131	2,538	132	155	89	149	68	243,372	78	
合 計	比率(%)	25,263	19,961	2,047	1,373	596	914	372	1,044,705	41	
		25.541	20,529	1,868	1,348	554	895	347			
前年合計		比率(%)	80.4	7.3	5.3	2.2	3.5	1.4	986,641	39	

(収益事業費規模別法人数)

所管官庁		法人数	収益事業費規模別法人数							収益事業費合計金額(百万円)	収益事業費平均金額(百万円)
国所管	都道府県所管		0	1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上			
社団	財団	3,710	2,948	386	219	69	69	19	48,337	13	
		3,131	2,594	126	163	82	113	53	229,981	73	
合 計	比率(%)	25,263	20,703	1,729	1,254	535	754	288	860,319	34	
		25.541	21,103	1,660	1,208	520	780	270			
前年合計		比率(%)	82.6	6.5	4.7	2.0	3.1	1.1	777,335	30	

表2-2-27 指導監督基準上の収益事業費の総支出額に占める割合別法人数

所管官庁		法 人 数	指導監督上の収益事業費の総支出額に占める割合								50%以下 法 人 数 合 計
国所管	都道府 県所管		0%未満	0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未満	100%	100%超	
社団	3,710	1	2,948	663	72	23	2	0	1	3,684	
	財団	3,131	2	2,594	410	84	29	9	0	3	3,090
合 計	9,082	5	7,714	829	269	177	80	0	8	8,817	
	財団	9,495	8	7,576	1,268	316	195	117	1	14	9,168
比率(%)		0.1	81.9	12.5	2.9	1.7	0.8	0.0	0.1	97.4	
前年合計	25,263	16	20,703	3,148	739	422	208	1	26	24,606	
	比率(%)	0.1	82.6	12.0	2.8	1.5	0.8	0.0	0.1	97.5	
25,541		17	21,103	3,072	717	388	212	1	31	24,909	

(法人税法上の収益事業)

公益法人が法人税法上の収益事業を開始した場合には、開始した日以後2か月以内に、収益事業開始届出書を所轄税務署長に提出しなければならない。税法上の収益事業の届出の有無及び税法上の収益事業の届出がある場合の収益事業における収入額ごとの法人数を示したものが表2-2-28である。これによると、9,437法人(37.4%)が税法上の収益事業を行っている。

表2-2-28 法人税法上の収益事業届出額規模別法人数

所管官庁	法 人 数	収益事業 届出なし 法 人 数	法人税法上の収益事業届出額規模別法人数							収益事業届 出合計金額 (百万円)	収益事業届 出平均金額 (百万円)
			0	100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,710	1,707	45	62	554	841	409	92	703,708	351
	財団	3,131	1,528	26	26	148	457	623	322	2,129,809	1,329
都道府 県所管	社団	9,082	6,658	93	133	543	982	590	83	453,272	187
	財団	9,495	6,037	123	127	616	1,197	1,079	316	1,496,582	433
合 計	25,263	15,826	287	348	1,853	3,467	2,679	802		4,728,050	501
	比率(%)	62.6	1.1	1.4	7.3	13.7	10.6	3.2			
前年合計	25,541	16,388	46	353	1,847	3,432	2,692	783		5,253,533	574
	比率(%)	64.2	0.2	1.4	7.2	13.4	10.5	3.1			

(注) 収益事業届出平均金額は、収益事業届出法人数に対する平均金額。

公益法人が法人税法施行令に定められた33業種のいずれの事業を実施しているかについて示したものが表2-2-29である。公益法人概況調査では、主たる事業を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数よりも多くなっている。これによると、最も多いものは、請負業(2,662法人)であり、以下、物品販売業(2,563法人)、不動産貸付業(1,323法人)であった。

表2-2-29 法人税法上の収益事業種類別法人数

	社 団	財 团	合 計		社 团	財 団	合 計
物 品 販 売 業	1,171	1,392	2,563	代 理 業	810	87	897
不 動 産 販 売 業	5	15	20	仲 立 業	32	22	54
金 錢 貸 付 業	9	57	66	問 屋 業	5	3	8
物 品 貸 付 業	33	100	133	鉱 業	1	0	1
不 動 産 貸 付 業	508	815	1,323	土 石 採 取 業	5	4	9
製 造 業	25	50	75	浴 場 業	5	66	71
通 信 業	16	38	54	理 容 業	0	2	2
運 送 業	11	10	21	美 容 業	0	2	2
倉 庫 業	0	5	5	興 行 業	93	327	420
請 負 業	1,358	1,304	2,662	遊 技 所 業	43	76	119
印 刷 業	17	25	42	遊 覧 所 業	8	40	48
出 版 業	581	543	1,124	医 療 保 健 業	510	361	871
写 真 業	12	25	37	技 芸 教 授 業	114	226	340
席 貸 業	109	295	404	駐 車 場 業	110	365	475
旅 館 業	45	436	481	信 用 保 証 業	9	7	16
飲 食 店 業	65	347	412	無 体 財 産 提 供 業	62	61	123
周 旋 業	77	38	115	合 計	5,849	7,144	12,993

(資産額)

資産とは、法人の有している財貨及び債権等を指し、貸借対照表においては、資産の部に流動資産又は固定資産として計上される。

資産額の規模別法人数を示したものが表 2-2-30 である。これによると、資産額の合計は 108 兆 925 億円、1 法人当たりの平均は 42 億 7,869 万円、中央値は 1 億 705 万円であった。ただし、この中には債務保証事業を主たる事業とし、巨額の資産を計上している法人も含まれていることから、平均額が大きく引き上げられている。これらの法人は、保証債務額及び保証債務見返りを貸借対照表の負債及び資産の部に両建てで計上しているが、これらは偶発債務（現実には発生していない債務であるが、将来的に負担する可能性のあるもの）の一種であり、実態を伴わない負債・資産とも考えられる。資産額が多い法人には、こうした債務保証を主たる事業としているものが多い。

表2-2-30 資産額規模別法人数

所管官庁		法 人 数	資産額規模別法人数						資産 合計金額 (百万円)	資産 平均金額 (百万円)
			1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円以上		
国所管	社団	3,710	391	1,068	565	1,014	245	427	19,441,348	5,240
	財団	3,131	82	214	194	870	525	1,246	68,799,282	21,974
都道府 県所管	社団	9,082	2,254	2,890	1,209	1,716	407	606	5,873,241	647
	財団	9,495	501	1,635	1,338	3,319	994	1,708	14,115,874	1,487
合 計		25,263	3,200	5,750	3,298	6,883	2,167	3,965	108,092,454	4,279
		比率(%)	12.7	22.8	13.1	27.2	8.6	15.7		
前 年 合 計		25,541	3,278	5,852	3,294	6,962	2,169	3,986	113,194,847	4,432
		比率(%)	12.8	22.9	12.9	27.3	8.5	15.6		

(負債額)

負債とは、法人が負っている債務を指し、貸借対照表においては、負債の部に流動負債又は固定負債として計上される。この中には、金銭債務や役務債務（未払金、前受金）のほか、退職給与引当金のような会計上の債務も含まれる。

負債額の規模別法人数を示したものが表 2-2-31 である。これによると、負債額の合計は 88 兆 8,475 億円、1 法人当たりの平均は 35 億 1,690 万円、中央値は 731 万円であった。平均値と中央値との差が大きいのは、上記資産額の場合と同様の理由による。

資産額と同様、多くの法人の負債額は小さく、1 千万円未満の法人が 13,584 法人（53.8%）、1 千万円以上 5 千万円未満の法人が 5,029 法人（19.9%）と 7 割以上の法人が 5 千万円未満であった。

表 2-2-31 負債額規模別法人数

所管官庁		法 人 数	負債額規模別法人数						負債 合計金額 (百万円)	負債 平均金額 (百万円)
			1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円以上		
国所管	社団	3,710	1,630	998	309	497	82	194	16,161,667	4,356
	財団	3,131	1,254	564	265	545	156	347	60,938,149	19,463
都道府 県所管	社団	9,082	5,654	1,848	537	640	155	248	4,095,847	451
	財団	9,495	5,119	1,662	650	1,072	292	700	7,717,121	813
合 計		25,263	13,584	5,029	1,748	2,738	678	1,486	88,847,516	3,517
		比率(%)	53.8	19.9	6.9	10.8	2.7	5.9		
前年合計		25,541	13,741	5,051	1,815	2,737	698	1,499	94,133,640	3,686
		比率(%)	53.8	19.8	7.1	10.7	2.7	5.9		

(正味財産額)

正味財産とは、資産から負債を引いた純資産のことであり、民法上登記すべき「資産の総額」をいう。

正味財産額の規模別法人数を示したものが表 2-2-32 である。これによると、正味財産額の合計は 19 兆 2,454 億円、1 法人当たりの平均は 7 億 6,180 万円、中央値は 7,264 万円である。平均値と中央値との差は、資産額及び負債額の場合と比べると小さい。

規模別に見ると、5 千万円未満の法人が 10,912 法人（43.2%）と約 4 割を占める一方で、10 億円以上の法人も 2,971 法人（11.8%）あり、100 億円以上の正味財産を有する法人も 280 法人ある。その一方で 1 千万円未満の法人の中にはマイナス値、つまり債務超過状態にある法人も 400 法人存在している。

(正味財産増減額)

正味財産増減額とは、事業活動の遂行や資産運用による正味財産額の増減を指す。公益法人の純資産である正味財産の前年度に比した増減額（正味財産増減額）を示したものが表 2-2-33 である。これによると、正味財産増減額の合計は 4,603 億円増加、1 法人当たりの平均は 1,822 万円増加、中央値は 21 万円増加であった。

表2－2－32 正味財産額規模別法人数

所管官庁		法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産合計金額(百万円)	正味財産平均金額(百万円)
			1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上		
国所管	社団	3,710	676	1,157	533	866	174	304	3,279,682	884
	財団	3,131	157	252	196	952	487	1,087	7,861,132	2,511
都道府県所管	社団	9,082	2,988	2,938	969	1,470	343	374	1,777,396	196
	財団	9,495	870	1,966	1,357	3,141	936	1,225	6,399,244	674
合 計		25,263	4,624	6,288	3,042	6,405	1,933	2,971	19,245,430	762
		比率(%)	18.3	24.9	12.0	25.4	7.7	11.8		
前年合計		25,541	4,701	6,399	3,059	6,498	1,940	2,944	19,061,699	746
		比率(%)	18.4	25.1	12.0	25.4	7.6	11.5		

表2－2－33 正味財産増減額規模別法人数

所管官庁		法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産増減合計金額(百万円)	正味財産増減平均金額(百万円)
			減少		一定又は増加					
国所管	社団	3,710	396	1,194	625	949	436	110	24,990	7
	財団	3,131	616	632	307	633	670	273	161,307	52
都道府県所管	社団	9,082	450	3,029	2,319	2,280	844	160	54,774	6
	財団	9,495	937	2,923	2,038	2,020	1,168	409	220,274	23
合 計		25,263	2,389	7,719	5,253	5,856	3,101	945	460,294	18
		比率(%)	9.5	30.6	20.8	23.2	12.3	3.7		
前年合計		25,541	2,354	7,853	5,341	5,872	3,100	1,021	408,694	16
		比率(%)	9.2	30.7	20.9	23.0	12.1	4.0		

(内部留保の状況)

指導監督基準

いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除したものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

運用指針

(内部留保の)水準は、当該法人の財務状況等によても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資産運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

内部留保とは、営利法人の場合、営業活動により獲得した利益のうち、株主等の法人外部の者に分配せずに内部に留保したものである。

他方、公益法人の場合は、営利法人と異なり、利益の分配が禁止されていること等から、営利法人と同様の内部留保の定義を行うことは適当ではない。このため、公益法人の内部留保は、資産の総額から事業遂行に直接必要と考えられる5つの類型化された資産の額等を控除することにより算出することとされている（この場合、貸借対照表における資産・負債の構成によっては内部留保がマイナス値になることがあるが、必ずしも債務超過に陥っていることを表すものではないことに注意する必要がある。）。公益事業を行う非営利法人としての公益法人の性格を踏まえれば、こうした内部留保を利益分配することができないにしても、過大に有することは適当ではないことから、その水準について、指導監督基準では、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とされているところである。

内部留保額の状況を示したものが表2-2-34である。これによると、内部留保額の合計は-2,177億円、1法人当たりの平均は-862万円、中央値は881万円であった。合計及び平均がマイナス値であるのは、一部の公益法人において、貸借対照表における資産・負債の構成上、内部留保額が大きくマイナス値であるためである。

表2-2-34 内部留保額規模別法人数

所管官庁		法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保合計金額(百万円)	内部留保平均金額(百万円)
			-1千万円以下	-1千万円以上0円未満	0円以上100万円未満	100万円以上1千万円未満	1千万円以上1億円未満	1億円以上		
国所管	社団	3,710	164	126	234	1,071	1,503	612	387,615	104
	財団	3,131	254	78	170	516	1,176	937	-162,709	-52
都道府県所管	社団	9,082	482	324	1,178	3,265	2,997	836	-18,608	-2
	財団	9,495	1,050	418	1,442	2,535	2,807	1,243	-427,485	-45
合計		25,263	1,940	939	2,975	7,344	8,457	3,608	-217,732	-9
		比率(%)	7.7	3.7	11.8	29.1	33.5	14.3		
前年合計		25,541	2,024	949	3,026	7,609	8,453	3,480	-470,508	-18
		比率(%)	7.9	3.7	11.8	29.8	33.1	13.6		

また、運用指針では、内部留保の水準は、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下であることが望ましいとされている。

この水準は、一つの指標として定められたものであり、実際には事業内容や資産規模、その時々の経済社会情勢の変動に伴う会員数の増減等により、各公益法人について妥当と考えられる内部留保の水準は異なると考えられる。したがって、内部留保の水準が30%を超過することが直ちに是正指導の対象となるものではないが、内部留保の水準が高い公益法人については、事業活動が低調な状況が継続していることも考えられるため、積極的に公益事業が行われるよう、所管官庁において適切な指導監督が行われることが必要である。

内部留保の水準の状況を示したものが表2-2-35である。これによると、0%以上30%以下の水準にある法人が12,050法人（47.7%）であった。

表2-2-35 内部留保の水準別法人数

所管官庁		法人数	内部留保の水準別法人数				
			0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
国所管	社団	3,710	279	2,099	1,065	252	15
	財団	3,131	319	1,506	854	394	58
都道府 県所管	社団	9,082	772	4,342	2,222	1,511	235
	財団	9,495	1,415	4,197	1,541	1,795	547
合 計		25,263	2,768	12,050	5,664	3,928	853
		比率(%)	11.0	47.7	22.4	15.5	3.4
前年合計		25,541	2,820	12,456	5,554	3,891	820
		比率(%)	11.0	48.8	21.7	15.2	3.2

(注1) 内部留保水準 = $\frac{\text{内部留保額}}{\text{事業費+管理費+固定資産取得費}} \times 100$

(注2) 事業費+管理費+固定資産取得費=0となる場合は、分母に便宜的に1(千円)を代入して計算している。

(注3) 内部留保額が0未満の場合等においては、内部留保水準が0%未満になることがある。

3. その他

(株式保有の状況)

指導監督基準

- 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。
- 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
 - 1における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- 2により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- 2の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

指導監督基準では、運用財産の管理運用（公開市場を通じる等ポートフォリオ運用（リスク分散した投資手段）であることが明らかな場合）又は財団法人において基本財産として寄付された場合を除いて株式（有限会社の持分を含む。）を保有することが原則として禁止されており、これ以外の性格の株式を保有している場合には、平成11年9月末までに処分することとされた。また、株式の保有が認められる場合であっても、公益法人が営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は2分の1を超えてはならないとされている。

株式の保有の状況を示したもののが表2-2-36である。株式を保有していない法人が23,471法人と、全体の9割以上を占めている。株式を保有している1,792法人の中で、ポートフォリオ運用を行っている法人が470法人、基本財産として保有している財団法人が859法人、法律による指定で保有している法人数が13法人、他の理由で保有している法人が678法人であった。

表2－2－36 株式の保有状況別法人数

所管官庁		財団法人のみ対象			全法人（社団法人+財団法人）が対象							
		全法人数	保有なし法人数	割合(%)	基本財産	割合（対財団法人%）	ポートフォリオ運用	割合(%)	法律による指定	割合(%)		
国所管	社団	3,710	3,530	95.1	-	-	34	0.9	2	0.1	152	4.1
	財団	3,131	2,588	82.7	378	12.1	189	6.0	2	0.1	83	2.7
	合計	6,841	6,118	89.4	378	-	223	3.3	4	0.1	235	3.4
都道府県所管	社団	9,082	8,800	96.9	-	-	54	0.6	6	0.1	235	2.6
	財団	9,495	8,703	91.7	481	5.1	194	2.0	3	0.0	212	2.2
	合計	18,577	17,503	94.2	481	-	248	1.3	9	0.0	447	2.4
全体	社団	12,677	12,218	96.4	-	-	88	0.7	8	0.1	384	3.0
	財団	12,586	11,253	89.4	859	6.8	382	3.0	5	0.0	294	2.3
	合計	25,263	23,471	92.9	859	-	470	1.9	13	0.1	678	2.7
前年全体合計		25,541	23,737	92.9	863	-	499	2.0	-	-	679	2.7

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

指導監督基準においては、現に株式を保有している公益法人で必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものについて、その実態を「公益法人に関する年次報告」で明らかにした上で、原則禁止の下、取扱いを更に検討することとされている。これに基づき平成17年10月1日現在で処分が困難な株式等を保有している公益法人を調査した結果は、資料85のとおりである。1企業の株式の過半数を占める株式を保有している場合及びその他の理由で保有している場合については、今後とも処分の努力が望まれる。

株式を保有している1,792法人が何社の株式を保有しているかを示したもののが表2-2-37である。これによると、1社のみの株式を保有している法人が1,051法人（58.6%）であり、2～5社の株式を保有している544法人（30.4%）と合わせて全体の9割近くを占めている。

表2－2－37 株式保有会社数別法人数

所管官庁		法人数※	株式保有会社数別法人数					
			1社	2～5社	6～9社	10～19社	20～49社	50社以上
国所管	社団	180	125	42	6	4	2	1
	財団	543	288	180	31	22	15	7
都道府県所管	社団	282	206	58	8	5	4	1
	財団	792	436	264	40	32	14	6
合 計		1,792	1,051	544	84	63	35	15
	比率(%)		58.6	30.4	4.7	3.5	2.0	0.8
前 年 合 計		1,804	1,058	541	80	71	38	16
	比率(%)		58.6	30.0	4.4	3.9	2.1	0.9

※ ここでいう「法人数」は、株式を保有している法人の数である。

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

また、当該営利企業が発行する株式の保有割合別の法人数を示したもののが表2-2-38である。これによると、大半の法人が20%未満の割合で株式を保有しているが、過半数の株式を保有している法人も78法人あった。

表2-2-38 株式保有割合別法人数

所管官庁		株式保有 法人数	株式保有割合別法人数		
			20%未満	20~50%	過半数
国所管	社団	180	156	27	6
	財団	543	496	75	25
都道府 県所管	社団	282	260	17	19
	財団	792	713	123	28
合 計		1,792	1,620	242	78

(注) 複数の株式会社につき、それぞれ異なる割合で株式を保有している法人があるため、保有割合別の法人数の合計は、株式保有法人数の合計よりも多くなる。

さらに、当該営利企業（有限会社も含む。）が発行する株式の過半数を占める株式を保有している78法人が何社について過半数の株式を保有しているかを示したもののが表2-2-39である。1社のみの株式を保有している65法人（83.3%）で、全体の8割以上を占めている。

表2-2-39 過半数株式保有会社数別法人数

所管官庁		法 人 数※	過半数株式保有会社数別法人数					
			1社	2社	3~5社	6~9社	10~19社	20社以上
国所管	社団	6	5	0	1	0	0	0
	財団	25	20	1	2	2	0	0
都道府 県所管	社団	19	16	1	2	0	0	0
	財団	28	24	2	1	0	0	1
合 計		78	65	4	6	2	0	1
		比率(%)	83.3	5.1	7.7	2.6	0.0	1.3
前年合計		78	70	2	4	1	0	1
		比率(%)	89.7	2.6	5.1	1.3	0.0	1.3

※ ここでいう「法人数」は、株式を保有している法人の数である。

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

（情報公開の状況）

指導監督基準

- 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般的な閲覧に供すること。
 - 定款又は寄附行為
 - 役員名簿
 - （社団法人の場合）社員名簿
 - 事業報告書
 - 収支計算書
 - 正味財産増減計算書
 - 貸借対照表
 - 財産目録
 - 事業計画書
 - 収支予算書
- 所管官庁においては、1に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があつた場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

公益法人の情報公開については、民法に規定はないが、我が国の社会経済において重要な役割を担い、相応の社会的責任を有する公益法人が自主的に情報を開示する必要があるとの観点から、指導監督基準では、業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することとされ、平成10年1月以降に始まる事業年度（平成10事業年度）から実施されている。

情報公開を求められる各項目の公開率の平均は88.3%（前年比0.2%増）であった（表2-2-40）。

表2-2-40 情報公開の状況

所管官庁		定款又は寄附行為	役員名簿	平成16年度書類						平成17年度書類		(%)
				事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
国所管	社団	99.8	99.8	98.6	98.5	96.1	98.2	98.0	94.7	98.4	98.3	98.0
	財団	99.3	99.4	96.2	96.1	95.4	96.0	95.7	-	95.9	95.8	96.6
	合計	99.5	99.6	97.5	97.4	95.8	97.2	96.9	94.7	97.3	97.2	97.3
都道府県所管	社団	91.1	91.7	87.2	86.8	74.1	80.6	84.2	79.5	87.5	86.7	84.9
	財団	90.1	89.5	87.2	87.0	76.6	82.2	85.4	-	86.6	86.6	85.7
	合計	90.6	90.6	87.2	86.9	75.4	81.4	84.8	79.5	87.0	86.6	85.0
全体	社団	93.5	94.0	90.4	90.1	80.3	85.6	88.1	83.8	90.6	90.0	88.6
	財団	92.4	92.0	89.4	89.2	81.2	85.5	87.9	-	88.9	88.9	88.4
	合計	93.0	93.0	89.9	89.6	80.8	85.6	88.0	83.8	89.7	89.4	88.3
前年全体合計		92.8	92.8	89.7	89.4	79.8	84.9	87.6	84.6	89.6	89.3	88.1

(注)1 平均は、定款又は寄附行為・役員名簿・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の公開割合の単純平均。

2 「平成16年度書類（事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、社員名簿）」は平成16年度法人数で、「平成17年度書類（事業計画書、収支予算書）」は、平成17年度法人数を用いて割合を計算。

3 「平成16年度法人数」とは、平成16年10月1日以前に設立された法人数（実数）。

また、公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するため、平成13年8月に「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」を申し合わせた（資料12。詳細については第1章5節参照）。本申合せに基づき、各府省は所管公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に最新の業務・財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請したところである。

平成17年10月1日時点のホームページ開設状況を示したものが表2-2-41である。これによると、国所管公益法人のホームページ開設状況は81.2%（前年比4.6%増）、都道府県所管法人のホームページ開設率は45.1%（前年比4.9%増）であった。申合せ後、国、都道府県ともに毎年開設率が向上しているが、特に都道府県所管法人について開設率が更に向上するよう、所管官庁において適切な指導監督が行われることが必要である。

（所管官庁への書類提出状況）

所管官庁は、民法第67条第1項及び第2項により、所管法人の事業の実施状況、財務・会計の状況等の把握を行い、適切な指導監督を行うための基礎資料を得るために、府省令、知事規則等により、事業計画書、収支予算書、事業報告書、計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）等の書類の提出を所管法人に対して義務付けている。

所管官庁への資料提出状況を示したものが表2-2-42である。これらの書類は、指導監督基準において各所管官庁が情報公開を行う対象ともなっているため、確実に提出させるよう、適切な指導を行うことが必要である。

表2-2-41 ホームページの開設及び項目別掲載状況

所管官庁		開設法人数		定款・ 寄附行為	役員 名簿	事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産 目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書	(%)
		法人 数	割合 (%)											
国所管	社団	3,710	3,105	83.7	66.1	70.5	62.8	63.2	58.1	59.9	57.3	52.9	65.3	62.0
	財団	3,131	2,448	78.2	64.0	68.4	61.0	60.5	57.7	59.3	57.3	—	60.6	58.5
	合計	6,841	5,553	81.2	65.1	69.6	62.0	62.0	57.9	59.6	57.3	52.9	63.1	60.4
都道府 県所管	社団	9,082	4,593	50.6	11.7	21.1	10.6	8.5	6.9	7.6	7.2	14.3	14.0	8.0
	財団	9,495	3,782	39.8	16.9	18.1	16.1	15.9	14.1	15.1	14.0	—	17.2	14.9
	合計	18,577	8,375	45.1	14.3	19.6	13.4	12.3	10.6	11.5	10.7	14.3	15.6	11.6
全体	社団	12,677	7,607	60.0	28.0	36.0	26.3	25.0	22.3	23.4	22.3	25.9	29.4	24.3
	財団	12,586	6,197	49.2	29.2	31.2	27.8	27.6	25.5	26.6	25.3	—	28.5	26.3
	合計	25,263	13,804	54.6	28.6	33.6	27.1	26.3	23.9	25.0	23.8	25.9	29.0	25.3
前年全体合計		25,541	12,716	49.8	24.9	29.3	24.0	23.1	21.0	22.0	21.0	23.6	25.3	22.2

(注) 1 「法人数」及び「開設法人数」の「合計」は、共管重複分を除く実数。

2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

表2-2-42 所管官庁への書類提出状況

所管官庁		平成16年度書類						平成17年度書類		平均	(%)
		事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書		
国所管	社団	99.2	99.2	98.7	99.1	99.1	94.9	99.2	99.2	98.6	
	財団	97.7	97.7	97.8	97.6	97.6	-	97.6	97.5	97.6	
	合計	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4	94.9	98.5	98.4	98.0	
都道府 県所管	社団	96.3	96.6	86.5	88.3	93.3	83.8	95.7	96.1	92.1	
	財団	96.6	97.1	90.7	91.1	95.2	-	95.1	96.0	94.5	
	合計	96.5	96.9	88.7	89.8	94.3	83.8	95.4	96.0	92.7	
全体	社団	97.2	97.4	90.4	91.6	95.0	87.2	96.8	97.0	94.1	
	財団	96.9	97.3	92.6	92.8	95.8	-	95.8	96.4	95.4	
	合計	97.0	97.3	91.5	92.2	95.4	87.2	96.3	96.7	94.2	
前年全体合計		97.0	97.3	90.6	91.5	95.2	86.9	96.3	96.7	93.9	

(注)1 平均は、事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿（社団のみ）・事業計画書・収支予算書の提出割合の単純平均。

2 「平成16年度書類（事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、社員名簿）」は平成16年度法人数で、「平成17年度書類（事業計画書、収支予算書）」は平成17年度法人数を用いて割合を計算。

3 「平成16年度法人数」とは、平成16年10月1日以前に設立された法人数（延べ数）。

（立入検査の実施状況）

所管官庁は、民法第67条第3項により、職権をもって調査（立入検査）を行うことができるようになっている。立入検査は、通常、公益法人の目的となっている事業の実施状況、財務内容、会計処理状況等を、必要に応じて、実地に検査し把握するために行われるものである。

表2-2-43は、平成17年度公益法人概況調査によって集められた平成16年度までのデータ(平成17年10月1日現在)を分析し、過去3年間における立入検査の実施状況を示したものである。

立入検査は、法人の日常業務に接することができることから、指導監督の有効な手段の一つであり、平成13年2月には、「公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申し合せがなされ、少なくとも3年に1回は立入検査を実施する等の定期的な実施等が定められたところである〔資料11〕。

表2-2-43 立入検査の実施状況

(平成17年10月1日現在)

所管官庁	立入検査の実施状況				(%)
	14年度	15年度	16年度	14~16年度	
国 所 管 合 計	41.1	43.7	43.3	97.3	
都道府県所管合計	27.4	29.5	28.2	65.1	
全 体	31.3	33.5	32.5	74.1	

(注)1 本表は、各年度で所管している法人に関するものである。

2 「14年度」は平成14年度法人数で、「15年度」は平成15年度法人数で、「16年度」は平成16年度法人数で、「14~16年度(3年間に1度以上実施)」は「平成17年度法人数」を用いて割合を計算。

3 「平成14年度法人数」とは、平成14年10月1日以前に設立された法人数(延べ数)。

「平成15年度法人数」とは、平成15年10月1日以前に設立された法人数(延べ数)。

「平成16年度法人数」とは、平成16年10月1日以前に設立された法人数(延べ数)。

当該申合せに基づき、各府省が平成17年度中に行った国所管法人に対する立入検査の実施状況(平成18年3月31日現在)を示したものが表2-2-44である。これによると、各府省が立入検査を行った法人は延べ2,905法人で、延べ所管法人数全体(7,312法人)の39.7%であった。このうち改善すべき点があった法人数は1,131法人(立入検査を実施した法人の38.9%)であった。各府省の判断により改善すべき点があるとされた主な指摘事項としては、以下のものが挙げられるが、これらについては、各府省から法人に対し、改善のための指導を適切に行っているところである。

- 事務処理等に関する規程が整備されていない
- 登記事項の変更手続が適切に行われていない
- 公益事業の規模が総支出額の2分の1に満たない
- 計算書類において必要な注記が記載されていない
- 内部留保の水準が高い

また、平成15年度から17年度に各府省が立入検査を行った法人は延べ7,220法人で、延べ所管法人数全体(7,312法人)の98.7%であった。

各府省においては、本申合せに基づき、今後とも計画的かつ効果的な立入検査を行っていくことが必要である。

表2-2-44 平成17年度における国所管公益法人に対する立入検査の実施状況

(平成18年3月31日現在)

府省名	所管公益法人数	平成17年度立入検査実施法人数	平成17年度に改善すべき点のあった法人数	平成15年度～17年度立入検査実施法人数	平成15年度～17年度立入検査実施率(%)
					(平成15～17年度実施法人数/所管法人数×100)
内閣府	90	23	13	90	100.0
警察庁	50	49	2	51	100.0
防衛庁	22	8	8	22	100.0
金融庁	134	60	50	134	100.0
総務省	310	118	37	308	99.4
法務省	137	64	16	136	99.3
外務省	225	72	3	207	92.0
財務省	708	359	102	706	99.7
文部科学省	1,940	639	254	1,900	97.9
厚生労働省	1,160	363	182	1,134	97.8
農林水産省	446	284	106	446	100.0
経済産業省	836	230	107	835	99.9
国土交通省	1,161	608	241	1,161	100.0
環境省	93	28	10	90	96.8
合計	7,312	2,905	1,131	7,220	98.7

※ 各府省の立入検査の頻度は、年1回、2年に1回、3年に1回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。

※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。

※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。

※ 平成15年度～17年度立入検査実施率は、各府省の所管法人数のうち少なくとも1回以上実施した法人の割合である。なお、各府省の未実施の法人は、新規設立法人、解散法人、法人業務の都合等により実施困難等となった法人である。

(平成18年3月31日現在)

府省名	平成17年度に改善すべき点のあった法人数	法人運営面で改善すべき点のあった法人数	事業の内容・実施等の面で改善すべき点のあった法人数	財務・会計面で改善すべき点のあった法人数	その他	
内閣府	13	9	3	6	0	0
警察庁	2	1	1	2	0	0
防衛庁	8	3	3	4	0	0
金融庁	50	41	13	38	0	0
総務省	37	16	16	28	0	0
法務省	16	3	11	12	0	0
外務省	3	1	1	2	0	0
財務省	102	54	21	75	0	0
文部科学省	254	197	48	152	0	0
厚生労働省	182	125	51	127	0	0
農林水産省	106	52	61	80	2	0
経済産業省	107	74	38	71	0	0
国土交通省	241	179	63	60	0	0
環境省	10	7	6	4	0	0
合計	1,131	762	336	661	2	0

※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無や指摘事項の内訳の内容についても各府省がそれぞれ判断を行っている。

※ 複数の面で改善すべき点があった法人が存在するため、各内訳の合計と「平成17年度に改善すべき点のあった法人数」とは一致しない。

※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。

財団法人 さわやか福祉財団

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とし、日本の社会経済において重要な役割を担うとともに、相応の社会的責任を有している。このような公益法人については、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要がある。このため、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（以下、指導監督基準という）では業務及び財務等に関する資料※を主たる事務所に備えて置き、原則として一般の閲覧に供することとされており、さらに「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」において、これらの資料をインターネットにより公開することを、各府省が所管公益法人に対して要請することとされている（詳細は第2章第2節を参照）。

さわやか福祉財団は、情報公開を強く意識して活動している法人のひとつである。

当財団は、地域におけるボランティア団体やNPOの設立、ボランティア活動の支援等をはじめとする、地域ネットワークづくりの推進を目的として活動する財団法人である。年会費制の会員制度を設けており（「さわやかパートナー」と呼んでいる）、個人・法人をあわせて全国で3,000会員以上が資金面から財団の活動を支えている。また、事業理念に賛同する各種団体や企業からの助成金等や一般からの寄付も大きな活動源となっている。

このような活動内容や組織的な特徴もあり、当財団の情報公開に対する意識は設立当初より強く、率先して前述の指導監督基準等の内容以上の情報公開を実践している。その情報公開の姿勢を表しているものが「さわやか福祉財団情報公開規程」である。

1990年代前半、わが国において、行政運営における公正の確保と透明性の向上を求める動きが高まり、平成6年12月には、行政改革委員会において、行政機関の保有する情報を公開するための法律等についての審議が開始された。このような情報公開に対する社会的な関心が高まる中、平成9年10月、当財団は、法律の制定に先立ち「さわやか福祉財団情報公開規程」を制定した。公益法人の情報公開についての明文化は、当時ではとてもめずらしいことであったという。

当財団の情報公開は、大きく、①コンプライアンス的な側面と②事業を促進していく側面の両面から進められている。①は、支援者に対する説明責任と税優遇を受けている社会的責任を果たすという意味での情報公開であり、これにより、支援者に対する情報提供と信頼確保、新規の支援者確保も図っている。②は、前述の当財団の活動目的を達成するために、当財団の活動に関する情報を広く発信して、より多くの人に知ってもらうための情報公開である。

例えば、毎年開催する「さわやか福祉財団交流総会」には、会員をはじめ、NPO法人、行政や企業関係者など幅広い参加者が全国から集い、事業の進捗状況、次年度の事業計画の報告や意見交換、自由な交流が行われ、広い意味での情報公開の場となっている。さらに、当財団では設立以来、企業社員や自治体職員、学生・生徒などの外部の人材を、出向や長期研修、インターンシップ、社会体験という多様な形で毎年数多く受け入れている。また、月に1度の戦略会議、週に1度の定例会議では、様々な情報を交換



平成17年度「さわやか福祉財団交流総会」の様子

※ ①定款又は寄附行為、②役員名簿、③（社団法人の場合）社員名簿、④事業報告書、⑤収支計算書、⑥正味財産増減計算書、⑦貸借対照表、⑧財産目録、⑨事業計算書、⑩収支予算書

し合い事業の方向性を議論するが、いずれも理事長以下職員全員が参加できる仕組みであり、また、外部の支援者の参加も可能とするなど、これも開かれた法人運営の一つといえる。

その他、活動現場や読者の声を集めた情報冊子『さあ、言おう』の発行や、ボランティア活動に関する研修等に加え、近年ではホームページの充実を図っている。例えば、前述の書類を過去4年分掲載するなどコンプライアンスの面からの情報公開の充実に加え、近年では特に事業活動のページの充実を図っている。当財団のホームページは、日々の更新からメンテナンスにいたるまでほとんどすべて当財団のボランティア職員が行っているため、コストを抑えつつ、迅速に最新情報を提供している。アクセス数は年に6万件以上と年々増えており、最近では、ホームページを見ての寄付の申し出や会員申し込み等も増えてきているとのことである。ホームページも当財団の活動を支える重要な手段の一つとなっている。

公益法人は、社会の多様なニーズにこたえ、また、21世紀の社会を活力に満ちたものとするために極めて重要な存在である。情報公開は、法人の目的、活動内容に応じて形態や内容等は異なりうるが、法人の社会的な信頼の確保とより充実した活動を図るうえで、極めて重要な要素であるといえよう。

さわやか福祉財団情報公開規程

1997年10月1日 施行

第1条 この規程は、財団法人さわやか福祉財団（以下「財団」という。）の情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

第2条 財団は、その組織又は活動に関する情報であって財団が文書、磁気テープ、インターネット上のホームページ等に記録又は掲載して管理しているもの（以下「財団情報」という。）を公開する。ただし、当該情報が財団以外の者に関する未公開のものであって、その者が公開を拒んでいるときは、この限りではない。
 2 財団情報には、財団の会計、活動、会議その他の意思形成等に関するメモその他の非定型的記録を含む。

第3条 何人も、自己を特定したうえ、財団に対し、口頭（電話による場合を含む。）又は書面（インターネット、ファックスによる場合を含む。）により、その組織又は活動に関する情報の公開を請求することができる。

第4条 財団は、前条による請求を受けたときは、速やかに請求に係る財団情報を公開しなければならない。ただし、当該情報が財団以外の者に関する未公開のものであって、その性質上その者が公開を拒む可能性があるときは、財団においてその者の同意を得た後に限る。
 2 財団は、第2条第1項ただし書により財団情報を公開しないとき又は請求に係る情報が記録として存在しないときは、請求者に対しその旨を通知しなければならない。
 3 財団は、請求に係る情報が記録として存在しない場合であっても、その職員の記憶などによりこれを復元するよう努めなければならない。

第5条 財団情報は、閲覧、コピーの提供、インターネット、ファックス通信その他情報の種類に適した方法によって公開する。ただし、財団の職務遂行に支障を生じるときは、これを閲覧に限定することができる。
 2 財団は、請求者に対し、コピーの作成及び送付に要する費用その他の実費の負担を求めることができる。

（以下、略）